

主要問題集

RB'-0668

0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極
秘
まで

日英通商航海条約の問題点（前文—第八系）

経済局スターリング地蔵課
(28.7.1958)

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第三系案 ④ 英側案 ⑤ 日本側案 ⑥ 大蔵省案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関連事項	そ の 他
前 文	前 文		締結者	×	英側に新案文準備中	政府間条約とし「全権」の語を避ける。		
第一系	第一系		適用地域	○	双方異議なし（但し植民地加入条項第三十四条との関連あり）		議定書(南西諸島へ適用除外)	
第二系	第二系		定 義	-				
1.	1.		領 域	○	双方異議なし			
2.	2.	④	国 民	XX	日本国民に南西諸島民を含めることは英側は反対している（但し本項の字句については異議なし）	④案（パスポートの国籍を以て <i>prima facie evidence</i> とする案）		
3.	3.		船 舶	×	英側は所有権の要件を附することに反対。これに対し日本側は所有権認定の困難は争議を認め右要件の削除を考慮するとしている。			
				○	英側要望に応じ軍艦への言及は削除した。			
4.	4.		会 社	×	" <i>legal persons except physical persons</i> " の字句につき英側で代案検討中			
		⑤		XXX	日本側は本店が設立準拠法地にあることを要件としているが（商法四八二条）、英側は反対している	⑤案（本店が相手国領域内にはない場合に限り、但し第三十二条四項(d)を前提とする）	第三十四条四項(d)	
				XXX	第三十二条四項(d)（第三国の国民又は会社の支配する会社の除外）につき英側は強く反対している			
				XX	日英条約では本店の所在地を問題としていない（第二十二条二項）			
第三系	第三系	⑥ 第三系	入国居住旅行					
1.	1.	1.	入国居住出 国の最恵国待遇	×	⑥案の通り最恵国待遇を規定した場合、出入国管理令五条ニ（入国拒否事由の相互主義）と抵触しないか			

RB'-0668

0007

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第三十二条 英側 日本側 大使館案	規定事項	向題 程度	向 題 類 別	備 考	関連条項	その他
又、	(削除)	又、	旅行の自由	×	④案は依然旅行の内国民待遇を拒否し原案通り絶対待遇のままとしている(国内立法と矛盾する— <i>Aliens Restrictions Act 1914 & 1919</i> ; <i>Aliens Order 1920</i>)	英側国内法令によれば内務大臣は必要と認め る場合外国人の住所、又は国籍を命じ得 ることになっている	英側第一文 換公文(比ア ルラントに属す るもの)	
(無規定)	3, 4	(無規定)	滞在、旅行、 居住の内国民 待遇(法令の 遵守を条件と する)及び入口 滞在、旅行、居 住の最恵国待遇	×	④案はセキュリティの理由による旅行制限を原案通り 内外人平等に課する場合に限っているが、日本側 の立法政策上支障と互なるか、			
第四条 /	又、	3	滞在期間、雇 傭、事業等の 条件を賦課す る時期	×	④案は原案通り“or at the time of entry”を 附加している(日本側は“at the time of the grant to him of permission to enter”と重 複するとして削除)	第三項は公共秩序維持等の国内法令遵守を条 件に滞在、旅行、居住につき内国民待遇を与え ることとしているが、④案二項との調整を要 する		
又、	第四条又 (本条ノは削除)	4	国民の活動: 雇傭、販業、事 業等に対する 内国民待遇 (但し条約署名 時に存在し べきの外国人 に適用ある禁 止、制限に服 すること)及び 最恵国待遇	XXX	制限業種	日本案の制限業種の規定方法は(イ)国民につい ては本条で(英案通り)、(ロ)会社については 第七條条約署名時の会社構成員の国籍制限 を規定し(英案通り)、(ハ)第三十二條五項で 国民及び会社につき内国民待遇の例外として いる。但し日本条約と異り最恵国待遇は残し ていふ。	第七條 第三十二條 五項(議定書 (弁理士))	
(無規定)	第四條		社会保険	○	日本側は削除に同意済			

英側原案	日本側対案 (フナギヘーバー)	第ニ次英側 日本側 大衆館案	規定事項	問題の 程度	向 題 点	備 考	関連条項	その他
第五條	第五條	⑤第六條	強制兵役等	××	英側は戦時においては本条全体の適用除外を主張している(日本案は第三十二条二項で戦時にも適用あることとしている)	英側は平時の強制労働は <i>a public emergency threatening the life of the nation</i> として十分カバーできると主張している	第三十二條二項(一般例外)	
				×	日本案は平時においても強制労働(自衛隊法第百三條二項)を免除しないこととしている			
				×	⑤案は本条の中核たる兵役義務免除のみを戦時にも確保することとし、第三十二條二項(一般例外)を修正している			
第六條	第六條	⑤第六條	良心、信仰の自由	×	日本案は建物を建てる理由を <i>"for the conduct of such services"</i> に限定しているが、⑤案は原案通り <i>"for religious purposes"</i> と若干広い書き方を維持している。(その他の字句修正は日本案通り)	⑤案の趣旨は例えは「日曜学校の建設許可を受ける場合、市当局から礼拝に使うものでは駄目からという理由で拒否されるのは困る」ということである		
第七條	第七條	⑤第七條	会社の活動					
/	/	/	会社の活動に 関する内国民 最恵国待遇	××	事業の種類につき日本案は制限業種の関係上、 <i>"commercial, industrial, financial and other business"</i> としているが、⑤案は原案通り <i>"all kinds of business (including finance, commerce, industry, banking, insurance, shipping and transport)"</i> としている		第四條二項 (国民の活動) 第三十二條五項 (制限業種)	
				×	事業所等の設置につき、英側は <i>head offices</i> については第二條四、討議の結果をテークノートすること、 <i>factories</i> は不要と思う等述べる原案を維持している			
又	又	又	会社構成員の国籍要件賦課の禁止 (但し条約署名時の制限及びその附帯する条件を除く)	×	⑤案は依然 <i>as a condition of permitting</i> 云々を残しているが、この点は英側で再修正することになっている ⑤案は日本側要望を答へ最恵国待遇を明らかにした			

英側原案	日本側対案 (ワーキング・ペーパー)	第二次案 英側案 日本側案 大英商案	規定事項	問題の 程度	向 題 異	備 考	関連事項	その他
(無規定)	3.	(無規定)	外国会社に 対する特別 の要件の設 定	xxx	英側は本項は内国民・最恵国待遇の重大な例外で あり、貸諾すべき旨としている。	日本案規定要旨：「本条1及び第十四条3（ 会社活動の内国民）の内国民待遇規定は相手 国会社の事業活動に対し特別の要件を設 定することを妨がはるものとする。但し、かかる 要件は当該規定により与えられた権利の实体 を損つてはならない。」 ○英側は商法第二編第六章外国会社の規定は 内国会社と同程度のものを要求しているか ら差支ないとし、問題は専ら外国 保険事業者法との関係である。 ○日本側で具体的に問題となるのは外国保険 事業者法第八、十四、十五条でこれが 本項にいう <i>special requirements</i> に該 当する。	第八條(保 險事業)	
第八條 (削除)	(削除)		保険事業	xxx	日本案は前条(第七條)と重複しているとして削除			
1. (削除)	(削除)		保険事業 に關する 内国民・ 最恵国待遇	xxx				
2. (削除)	(削除)		保険事業 免許の際の 金銭の供託、 保険契約に 際しての資 産保有等の 要件、職 業の禁止	xxx	日本側は金銭供託は外国保険事業者法八條に、又 資産保有は同法十四條及び十五條に正當から取 除するため削除。 但し英側は同法十四條及び十五條の資産保有は日 本会社も保険業法で同様の制限を受けており問題 とせずとの態度を示している。			
3. (削除)	(削除)		保険契約締 結に關し相手 国保険会社 の内国民・ 最恵国待遇； 及び保険契 約に伴う外債 送金につい ての為替制限 の排除	xxx	日本側は現行為替管理制度上本項を認め得ないた め削除。			
4. (削除)	(削除)		本條の目的は 日本会社に 對する	x				

日英通商航海条約の問題点(第九条—第十五条)

経済局スターリング地蔵課
(1955)

英側原案	日本側改案 (ワキングペーパー)	第二、次案 ⑧ 英側案 ⑨ 日本側案 ⑩ 大英案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関係条項	その他
第九条	第九条		身体、財産 の保護					
1.	1.		身体、財産の 保護(絶対特 遇)	○	双方異議なし			
2.	2.		抑留された国 民に対する特 遇(絶対特遇)	×	日本案は国民が抑留された場合最寄りの領事官 へ通報すべき旨規定しているが、英側は領事条 約に譲りたいとしている。	領事条項については日本側は当初英案を不要 として削除していたが、英側要望に応じ要案 を修正した対策を出している。	第三十条 (領事条項)	
3.	3.		裁判に關す るすべての權 利、特権の享 有(英案は内 国民、最惠國 待遇、日本案 は絶対特遇)	×	日本案は内国民、最惠國待遇を九項で一括規定 している(英側は <i>public safety</i> の後に <i>order or morals</i> を附加する日本案を受諾)			
4.	4.		出訴の自由 (内国民、最 惠國待遇)	×	英案は司法裁判所に限定しているのに対し日本 案はすべての審級の裁判所への出訴、行政機関 への申立を含めるため <i>and to administrative tribunals or agencies</i> としたが、英側は <i>agencies</i> の用語は用いられないので <i>or agencies</i> は削除したいとしている。			
				○	英側は <i>causes, suits and proceedings</i> と <i>proceedings</i> 一語に統一することに同意 (五項も同じ)			
5.	5.		弁護人選 任の自由 (内国民、 最惠國待遇)	○	<i>causes, suits and proceedings</i> と <i>proceedings</i> の一語に統一			
				×	英側は、 <i>advocates, attorneys or agents</i> と <i>legal representatives</i> に統一を示唆している。			

RB'-0668

0011

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二六六条 英側 日本側 案	規定事項	問題の 程度	向 題 点	備 考	関連条項	その他
6.	6.		裁判費及 の裁判金貨 免除の利益 (内国民、最 恵国待遇)	○				
7.	7.		民事裁判に おける通訳、 翻訳	×	英側研究中			
8.			刑事裁判に おける通訳、 翻訳	×	英側研究中			
(無規定)	9.		1.2.3.7項 (日本案)の 内国民、最 恵国待遇	×	英側は本条の絶対待遇は十分明瞭且つ強いものであり、内国民、最恵国待遇の明示不要なりとしている(但し三項は英案通り内国民、最恵国を含めるものと解される)。			
第十条	第十条	⑩第十条	内国課税 (国民及び 会社)					
1.(a)	(削除)	1.	課税法実 主義	××	日本側は本項は法治国として当然なりとして削除したが、⑩案は課税問題への基本的アプローチとして本項を存置している(但し英側は原案の1.冒頭の <i>whenever resident and wherever their principle place of business is situated</i> は削除した)。			
	1.		国民に対 する税額 及び課税 要件の内 国民待遇	○	日本案は国民については実体的に英案と同じ			

英側原案	日米両国案 (ワーキングペーパー)	第二次大戦後 日米両国案 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	規定事項	問題の 程度	内 容	備 考	関連事項	そ の 他
(2)	1	2	会社に対する 税額(及び 課税要件)の 内国民待遇	XXX	日本案は (イ) 国民と会社の規定を分け、(ロ) 会社 については課税要件の語を削除し、且つ、自国 領域内で活動する相手国会社の場合に限定して いるが、⑤案は原案を固持している	日本案の意義：一 (イ) 国民と会社を別個に設 けた理由は、法人について現行税法上本店の 所在地の如何により取扱上差別があり、且つ 現行会社法上、外国法人は日本国内に本店を 登記できない(商法第四八条)のデスペン ディックに規定したものである。(ロ) 課税要 件の語を削除した理由は、外国法人に対して は内国法人における利子、配当のほかにも、 ロイヤリティ、貸付金利子、不動産及び動産の 賃貸料等について原則として源泉徴収の制度 があることによる。 二 (イ) 国内に事業を有しない外国法人について規 定しないのは、通常の法人税率は純益に対し て35〜40%であるのに対し国内に事業の ない外国法人に対しては収入金額に対し一律 に20%の源泉徴収所得税率が適用されるこ とによる。 三 又国内に事業を有しない外国法人に対処す る国内に事業を有しない内国法人(日本法人)はわが会社法、税法上想定できない。 四 (以上の結果として(ロ) 日本に事業を有しない が日本に所得源泉を有する英国会社に対し ては全然待遇保障なく、(イ) 日本に事業を有する 英国会社についても課税要件上の待遇保障は なくなる。従ってこれに対応する日本会社 にも待遇保障はない)。		
(C)	(削 除)	3	事業に帰属 する利益に 対する税額 につき非居 住者たる国 民及び会社 と居住者と の同等待遇	XXX X	日本案は居住者と非居住者とをどう扱うかは国 内政策の問題であり、一般に国籍による差別待 遇は行わないことを保障すれば足りるとして削 除したが、⑤案は原案を固持している。 英側は事業に帰属する利益には事業所得のみを 限らず、その領域内の事業に帰属する限り利子、 配当等も含むと解している。		日米条約 十一條二項	
2	(削 除)	4 ⑧	自国民たる 非居住者に 対する税法 上控除の除 外	XX	日本案は一項の内国民待遇規定に対する大巾な 差別ありとして削除したが、英側は国内法制上 本項の存置が必要と主張している(英側は二重 課税防止条約により非居住者につき相互にペー ソナル・アロワンス等を与え合うことにはれば、 本項の規定は適用されないこととなるが、同条 約を締結しない通商航海条約において本項を 削除する結果としてかかる課税を与えることは	⑧案は英案の趣旨を明らかにする意味で末尾に <i>who are not resident for tax purposes in that territory</i> を附加すべきであるとされている		日米条約 十一條五項 (C)

英側原案	日本側対案 (フランクバージョン)	第ニ次案 ⑤英側案 ⑥日本側案 ⑦大蔵省案	規定事項	向題の 程度	向 題 点	備 考	関連事項	その他
					国内法上できないとしている)	英国所得税法第三四七条(二重課税防止条約締結の一般方針)		
3.	3.	5.	財務当局及び裁判所の待遇及び保護の内国民待遇	×	日本案は英案の <i>tribunals</i> への言及は第九条四項と重複するとして削除したが、⑤案は依然存置している	英側においては <i>General and Special Commissioners of Inland Revenue</i> によって構成される <i>tribunal</i> である		
4.	4.	6.	本条全事項に関する最恵国待遇	○				
(第三十二条ク)	4.	7.	相互主義に基づく課税上の特別の利益及び二重課税防止条約に基づく課税上の特別の利益の保護	×	英側は「相互主義に基づく特別の利益」という日本案の字句は余り一般的であるとしており、⑤案はこの点を削除している	相互主義に基づく特別の利益とは具体的に海運業所得の相互免除の外、特殊法人の所得の相互免除(所得税法第三条二項、法人税法第四号五号)等である		
5.	(削除)	8.	課税の定義	×	日本案は本項全体不要なりとして削除したが、⑤案は再び同規定を置いている			
第十一条	第十一条		住居、事務所 の不可侵	○	双方同意(但し <i>no domiciliary visit</i> の文に <i>を</i> を挿入する)			
第十二条	第十二条	⑤第十二条	財産の取得 及び処分	○			第二附属文 換公文	
/	/	/	不動産、不動産 の処分、取得の 内国民待遇	×	⑤案は最恵国待遇を附加している			
/	/	/	不動産取得の 内国民待遇	×××	日本案は不動産取得につき最恵国待遇規定を設けず且つ取得目的を住居及び事業活動に限定し	(1) 日米条約では不動産取得につき国内法準拠のみを規定しはらず待遇保障なし		

英側原案	日本側対案 (ワキングペーパー)	第二草案 ① 英側案 ② 日本側案 ③ 対案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関連事項	その他
	1.		不動産取得の 内国民、 最恵国待遇	○ ××	この点、英側は最恵国待遇の削除、取得目的の限定のいずれにも反対している。 規定は英案と同趣旨。 英側は不動産には無体財産権を含むとしているが、日本側は本項ではカバーされないとしている。	(2) 取得目的を限定する理由は、国内法制上は不要であるが、将来条約で認められる活動以外に専ら投機を目的とする土地取得等につき制限する余地を残した(この結果公益法人の不動産取得の待遇保障はなくなる)。 (3) 最恵国待遇規定を除外したのは、外国人土地法第一條が外国人の土地取得につき相互主義を規定しており、土地取得につき制限的は第三国との先例になることを避けるためである。	第二十二條 (工業所有権) 第三十三條五 項(制限業 種の株式) 議定書(旧株 取得制限)	
	1.		不動産、不動産 の処分内国民、最恵国待遇	○	規定は英案と同趣旨			
2.	(削除)	2.	不動産の持出、 財産売得金 の持出の内 国民(最恵国) 待遇	××	日本側は本項は為替管理及び輸出制限に關する一般規定でカバーすべきであるとして削除したが、英側はかかる不動産、売得金の持出しは貿易等商業上の行爲とは離れて起り得ることから故本項を存置すべきであると主張している。			
3.	3.	3.	航空機登録 要件(外国人 の所有禁止) の除外	×	日本案は最恵国待遇を附加しているが、英側はすべて國際民間航空協定及び各国国内法の規定に委ねる趣旨で最恵国待遇附加には反対している。			
				×	④案は若干の字句を修正している。			
4.	(削除)	(削除)	本条ノ2、3. の最恵国待遇	×	④案は必要と認められ各項において夫々最恵国待遇を規定したので本項を削除している(英側原案では三項にも最恵国待遇をかけたいたが④案はこれをやめている)。			

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二次 大戦前 日本側 対案	規定事項	向題の 程度	向 題 点	備 考	関連事項	その他
5.	5.	4. ⑤	船舶の取得 及分の制限	× ××	日本案は最惠国待遇を附加しているが、英側は それぞれの事例のメリットを決定したいので、 最惠国待遇は著しくないとしている。 英側の国内法制上本条約が特定植民地に適用さ れると否とは拘わらずその地域で登録された船 舶については外国人の譲渡制限等があるので、 日本側の削除した <i>to which the present Treaty applies or</i> 以下は存置する必 要ありと主張している。	英側国内法 <i>Ships and Aircraft (Transfer Restriction) Act 1939</i> 及び <i>merchant Shipping Act 1894</i> の規制を受ける船舶は 本条約が特定植民地に適用されると否とは拘 わらず財産取得の一般原則の例外となすことを 明らかにする趣旨。		
第十三条	第十三条	⑤第十三条	代 理	○	⑤案は日本側主張を容れて他の諸条で認められ た事業活動の一環としてエージェントを使うもの なることを明確にし、且つ国内法令運由の規定 に代え内国民、最惠国待遇を明らかにしている。			
第十四条	第十四条	⑤第十四条	新会社の設立 相手国会社へ の参加				第七 条	
1.	1.	1.	会社の設立 (株式取得、 役員就任)の 内国民、 最惠国待遇	○	⑤案は日本側指摘の点を容れ、株式取得及び役 員就任を削除して、新会社の設立のみに限って いる。		第三十 条 五'項 (制限 業程)	
2.	2.	2.	相手国の国民及び会社 の同系上自 国会社の役員、株主等 の国籍要件 賦課の禁止 (但し条約署名 時の制限 及びすべての 外国の国民、 会社に 適用あるもの を除く)	○	⑤案は第七条二項の修正に対応して最惠国待遇 を賦課した。	英本国で本項に該当するのは石油の採掘及び 精製に従事する会社である。	第七条二項	

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二回 英日 条約 交渉 案	規定事項	向題の 程 度	向 題 矣	備 考	関連事項	そ の 他
3.	3.		相手国の国民、会社が過半数を支配する自国会社に対する内国民、最恵国待遇	XX	日本案は待遇の範囲を事業活動に限定しているが、英側は出訴権等直接事業活動に關係の広い事項も含めたいと主張している			
4	(削 除)	⊗	商工會議所の設立	X	日本側は法制上商工會議所は一地区に一つしか認めず、類似名稱使用の場合は許可を必要とする事、又英案後段は例えは過剰競争防止等のためアウトサイダーたる英系国策に加入強制することもあり得ること等を理由に削除した。			
第十五条	第十五条		財産収用	X	英側検討未了。			

極
秘
まで

日英通商航海条約の問題点 (第十五条 - 第二十二条)

経済局スターリング地域課
(10. 10. 1953)

英側原案	日本側対案 (ワーキングマン)	第二十六次 英日条約 改正案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関連条項	その他
(無規定)	第十五条		為替管理 支払送金 金銭証券 の移動の 内国民、 最恵国待 遇(内国民 及び会社)	XXX	日本案は平常取引に関し、締約国相互間及び締約国と第三国との間の支払、送金につき国籍に基いて差別しない趣旨で、日米条約第十二条の規定に対応するものであるがその内容の簡素化を計つていゝ(その趣旨は為替事項については二国条約で規定するよりもIMF協定に委ねるに適當と考えたことによる)	p 英側主張の概要: (1) 日英両国共にIMFの当事国であるから、かかる条項は不要である(英日通商航海条約案にも規定なし) (2) 為替制限はすべてレジデンス・ベースで行われべきであるが、条約の実施規定は一般に国籍ベース(内国民待遇又は最恵国待遇若しくはその例外)で書かれているので条約中の一条で特に触れる必要はない (3) IMFは恣意的為替制限防止のための諸規定を置き、その諸規定及び第十四条に基づく年次協議を通じて各加盟国に厳密な規制を加えており、この種の通商条約では到底実施できない。もし通商条約の規定がIMFより緩かきものであればこれは無用であり、又逆に厳しいものであれば一方が為替制限方式を変更した場合IMFとの協議のみならず二国間でも別途協議せねばならぬこととなり、手続が複雑になるだけである。 (4) 但し日本側が特に希望するならば「各締約国は本条約の諸規定を実施するに当つてIMFで認められた範囲内で為替制限に関するすべての措置をとることのできる」との規定を考慮しても良い、但し保険、海運については為替制限を排除する規定を是非存置したく、財産収用についての補償金の送金には特別の考慮が払われべきである ○日本の為替管理法令中レジデンスベースの例外とある規定はないか(英側では移住者の持出金、米国人の指定通貨たるドル保有等の例外あり)——要調査 ○財産収用補償金の送金についての先例及びこれに関する日本側の国際法上の立場——要調査		

RB'-0668

0018

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二回英日 交渉案 (①②③④)	規定事項	問題の 程度	問 題	備 考	関連条項	その他
(無規定)	2.	④	国際収支 の暫定 措置とし ての爲替 制限	xxx		④案は本条一項と関係(英側は本項は一項の 例外ではなく依然内国民、最惠国待遇は確保さ れると解する)。IMF協定との関係及び本 条約の他の諸規定との関係を明確にしようと 試みている。 ④案の要旨は「本条一項の規定を除き本条約 はいずれの締約国に対しても国際収支協議の ため暫定措置として為替制限を実施すること を妨げるものではない。但し上記の規定は、 締約国がIMFに対し負う義務を放棄するも のではなく、又IMFが特に承認し又は要求 する場合に特定の制限を維持することを妨げ ないものと解釈される」ということである。		
(無規定)	第三十二条々	④	外資導入 規 制	xxx	英側は、本条約中には一方の国が投資される外 資の種類や投資者の居住性等を勘案して当該外 資導入を拒否したいときこれを禁ずる規定は見 当らず、外資規制は為替管理の一環としてレジ デンスベースで行うこととすれば運用はフレキシ ブルなるべしと主張している。 日本側は外資導入につき国籍別差別を行う意図 なくその旨の表現修正には応ずる旨を明してい る。 英側は相手国で事業を営む目的で事務所や工場 を購入するための資本投下は第十四条一項で公 社設立につき内国民待遇を与えられている以上 何ら特別の許可なしに認めらるべきであると主 張している。 IMF第八条三項(差別的通貨措置の回避)及 び第六条三項(国際資本移動の規制)の解釈問 題。	○日本側案は、(1)外資の導入規制は為替管理 以外の目的をも含んでいないこと、(2)但書の 規定により恣意的な禁止、制限を防止するこ ととのセーフガードを設けられていることの二 点を骨子とする。 ○現行為替管理法令及び外資法において許可 事項となつていないか。 ○④案は、(1)四、七、十回条にて認められる事 業活動のため不可欠の投資は当然許可なし に認めらるべき旨及び、(2)相手国資本及び 技術につき差別待遇を行わない旨を明らか にしている。		

英側原案	日本側対案 (ワーキングメンバー)	第二次英日条約 ② 英側 ③ 日本側 ④ 大使館 案	規定事項	向題の 程度	向 題 点	備 考	関連事項	その他
第十六条	第十六条		国民及び 会社との 関係上関 税、課税 金、賦課 徴収方法 輸出入規 則に關する 内国民 最惠國待 遇	○	双方共許に意見なし	○ <i>all rules and formalities in connection with importation and exportation</i> は解釈如何では輸出入取引法に基く業者協定とか輸出入金融に關する日銀の方針等が問題になりうるので、本条と輸出入に關する国内法令及び行政指導方針との関係につき検討を要する。(従来日本側は輸出入ライセンスに關するものと解しているが、英側も一応通関手続、輸出入申請書のフォーム等と指すものと解する旨答えている。)——要検討		
第十七条	第十七条		産品との 関係上関 税、課税 金、賦課 徴収方法 及び規則 手続に關 する最惠 國待遇	××	日本案は英案の <i>rules and formalities in connection with the foregoing</i> とガットに合せる意味で <i>importation and exportation, and with respect to all matters referred to in para. 2 and 3 of Article 21</i> と改めたが、英側は本項の <i>rules and formalities</i> は関税及び課税金に關するものに限る趣旨であること及び内國税については第二十一条で規定すれば足りることを挙げて原案を固持している			
				×	日本案は英案の (<i>from whatever place arriving</i>) を削除した			
2	2	④ 2	漁獲物、海 産品の尺 裁	×	英側は海中の動植物をすべて含み、且つ海底の鉱物資源と排除する趣旨を明確にした対案を提示した。	○ 海洋法典案の用語と矛盾せぬよう検討を要す。 ○ 関税法第二十条第四号及び関税定率法第十四条十二号と本項とは矛盾しない(日本案第三十二条五項の内國漁業の規定も削除したことに注意)		
第十八条	第十八条		特別関税					
2	/		ダンピング関税	××	日本案はガット六条の2、及び/ に倣つて英案を書き改めた(ダンピングを相殺又は防止する			

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二が案 ①英側案 ②日本側案 ③折衷案	規定事項		問 題 点	備 考	関連条項	その他
					ためダンピングの巾を超えない金額のダンピング関税を賦課することゝできるとし、ダンピングの決定を行う形にした。 × 英案はダンピングの巾を賦課する国が <i>decide</i> することになっているが、日本案はこれを各親英表現とした。 × 英案は <i>same products</i> の語を用いているが、日本案はガット通り <i>like products</i> に改めた。 ×× 英案は (a) は <i>in the territory of origin or of export</i> としているが、日本案はこれを <i>in that territory of the former Contracting Party</i> に改めた。	○ 実際問題としては賦課は輸入国側の判断によることに残りなく、 <i>decide</i> の語を用いて差支えなし(この規定が <i>mandatory</i> なものでなく <i>permissive</i> なものであることを明らかにする意味もある) ○ ガット通り <i>like products</i> とすることを固執することに余り意味ありと思われぬ。 ○ 日本案の趣旨は英案が仲継国を各由する間接ダンピングも含ませている点を排除することにあるが建英案は英国のダンピング法(1957年)の建方と合致しており、又ガット六条八、も英案と同趣旨と解され、日本案通り英側に含まれることは難しいと思われぬ。		
1. (a)	2.		相殺関税	××	英案は相殺関税が関税の最恵国待遇の例外なる旨明記しているが、日本案はこの旨明記することを避けた。 × <i>decide</i> の語の使用はダンピング関税の場合と同じ。	○ 英側法律専門家によれば、ダンピング関税は特恵国の産品であるが故に賦課されるものではなく、特恵産品のダンピングの事実そのものに基づいて賦課されるのに対し、相殺関税は特恵国がある産品に補助金を与えた事実を理由として賦課されるものであるから最恵国待遇の例外であることを明記しておくことが望ましいと述べている。		
1. (b)	(削除)		不正競争関係	××	英側のダンピング法(1957年)にもスタンダードドラフトにも同種規定なく交渉の最終段階では先方はドロップするものと推測される。			
3.	3.		ダンピング及び相殺関税の賦課される場合	×	若干字句上の問題あり。	○ 本項の趣旨、(a) 原産国又は輸出国で国内消費される同種産品に賦課される税を免除されること又は当該税のリファンドを受けることを理由にダンピング関税又は相殺関税を賦課されることはない。又 (b) ダンピング又は輸出補助金に基づく同一事態を補償するためダンピング関税及び相殺関税の双方を併課されることはない。		

英側原案	日本側対案 (ワーキングバージョン)	第二回英日 交渉案 (英日大蔵省)	規定事項	同様の 程度	向 類 異	備 考	関連条項	その他
(無規定)	△		自国産業 に対する 脅威の要 件	××	日本案は自国産業に対する脅威のあることを賦課の要件とした。但し第三国産業に対する脅威ある場合については規定せず。 これに対し英側は、この要件を加えたところで、その基準は依然あいまいであり、二国間協定では結局輸入国の裁量にまかせることが最善と思 うとしている。	○本項の規定は第三国産業への脅威の場合を認めないためガットより制限的であるので、若し日本側が本項の導入に固執する場合は第三国産業脅威の場合についてもC P又はO T Cが関与しないような手続で発動できよう本項の規定を修正することを要求し求めるのではないかとと思われる。		
第十九条	第十九条		輸出(入) の禁止、 制限					
/	/		輸出(入) の禁止、 制限	×××	英案は輸出についてのみ規定し、輸入については規定していない。	○英側スタンダードドラフトの輸入の禁止、制限条項: <i>No prohibition, restriction, rule or formality shall be imposed or maintained on the importation into any territory of one High Contracting Party of any product originating in any territory of the other (from whatever place arriving) which shall not equally extend to the importation of the like products originating in any other foreign country.</i>		
△	(削除)		輸入ライ センス発 給手続	×	○日本側は、本項の規定がノタメ3年の税関手続簡易化条約第三条と同様であり、同協定は本条約第二十八条(カ)にて両国間適用が定められているので改めて規定の必要なきものとして削除した。	○第二十八条の取扱いと同一の関税で存置するか否かを再考すべきであるが存置しても差支えないと思われる。		
(第二十条)	△		国際収支 上の理由 による差 別的輸出 (入)制限	××	英案は第二十条でIMF規定に従って行われる為替制限に基づく輸出制限のみを規定しているが日本案は輸出制限のみならず輸入制限の場合も併せ規定した。			
				×	英側は日本案の <i>exchange restrictions applied</i> はつきり英国としては貿易については為替制限は表面に出さずすべて輸入制限の形態とつておるのど <i>applied</i> とすると現実に適用された為替制限のみを意味することになり英国の制度と則定			

(6)

英側案	日本側対案 (フナギバー)	第二次英米 通商条約 の改正案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関連事項	その他
					しない」と主張している。			
				X	英側は日本案末尾の英文は <i>restrictions</i> と <i>non-discriminatory</i> という矛盾した言葉があり奇異なりとしている(日本案は日米条約第十四条七項に倣ったものであり、英案二十条末尾はガット第十二条三項(c)に倣ったものである)			
				X	英側としては T.M.F. により認められている為「輸入制限」の趣旨を表明に出ている」と主張している			
3.	(削除)		輸出(入)に關し税率割当又はライセンス発給前に課せられる条件又は規則の最惠国待遇	XX	日本案は、本項が第十七条ノ、及び本条ノの規定でカバーされる理由で削除した。 英側は第十七条ノ、の <i>rules and formalities</i> は現実の輸出入に伴う規則手続であり、本項は現実の輸出入が行われる以前の段階のことであると主張している。	○ 日本側は従来第十六条及び第十七条の規則手続を狭く解する方針をとつて来たので(輸出入取引法による輸出業者の協定で英国人又は英国商社を差別する場合とか、輸出入金融についての日銀の日本商社優遇方針とかはこの規則手続に關係なしと解する)本項を存置する方が好都合と思われる。 ○ 英側スタンダードドラフトにおいては輸出の場合のみならず輸入の場合も規定している (a) <i>in respect of the importation of products originating in any territory of the other or (b) in respect of the exportation</i> とになっている)。		
4.	4.	④ 4.	禁止、制限に關する無差別待遇の例外	XX	日本案は、英案が複雑に過ぎるとして日米条約第十四条々、に倣い簡略化した。 これに対し英側は日本案の表現は余りに漠然としており広範囲に過ぎるとしている。	○ 英案は英側原案の(c)を簡略化し、(a)、(b)及び(c)は原案のままとなつていながら、D.T.C.へ言及した政府間商品協定に關する(d)については若干表現上問題があるが、原則として英案によつて差支えはないと思われる。即ち、(a)は衛生につき、(b)は國家の安全につき、(c)は麻薬につき、又(d)は政府間商品協定につき規定している。		
5.	5.		輸出許可条件として支払に關する証書書類を徴収すること	○	同 題 点			

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二十三号 英日通商手続 規則	規定事項	同類の 程度	問 題 点	備 考	関連条項	その他
第二十条	(削 除)		国際收支 の理由に 基く輸出 (ハ)制限		第十九条又参照	○ 英側スタンダードドラフトは本条で輸出と輸入 を併せて規定している (すなわち <i>from taking measures in any territory to restrict imports from, or to direct exports elsewhere than to, the territories</i> ----- とになっている)		
第二十一条	第二十一条		輸入貨物 の国内に おける取 扱			○ 日本案は英案の <i>national product</i> を <i>domestic product</i> としているが、英 側は本条約に <i>domestic</i> の定義はなく <i>national</i> の方が分かり易いといっている。	ガット第四条ノ	
2	2		国内生産 保護と 内国課税 法令規則 要件設定 の禁止	○				
2	2		内国産品 (又は第 三國産品)より高 い内国課 税の禁止	XX	日本案は内国課税に關する最惠國規定を第十七 条ノ に移している	○ ガットの場合には第二條に含めることによ り強行規定とする意味があつたが、本条約 では全條強行規定故内国課税を特に第十七 條の關稅事項と併せ規定することには余り 意味はなく本条で總めて差支えないと思わ れる	ガット第四條又	
				XX	日本案は第二文としてガット第三條又第二文の 趣旨 (本条ノ の原則に反するやうな方法で課 税してはならない) を追加した。 これに対し英側は右を追加するとガットの解釈 ノートをも附記せねばならぬとしている			
3	3		販売、購 入、輸送 分配、使 用に關す る法令及 び要件の 内國氏銀 行等	○	(日本案は最惠國待遇を第十七条ノ に移した)		ガット第四條又	

(8)

英例原案	日本側対案 (ワーキング・ペーパー)	第二次英例原案 (英例原案 ⑤ 日本側対案 ⑥ 大英館案)	規定事項	問題の 程度	向 題 案	備 考	関連事項	その他
4	4		混合、使用に 関する数量規則 の内地民(最恵 国)待遇	×	日本案は最恵国待遇を削除し、ガット第四条5 の第二文を追加した。 英例は、ガット第四条7は最恵国待遇の趣旨 と解すべきであると主張している(又第二文追 加の結果ガットの解釈ノート附記が必要が生じよう)		ガット第四条5	
5	5		政府商品 の購入	○	英案とあり。	○ 英案には政府専売局に関する規定がない。	ガット第四条6	
6	6		交付金及 び政府の 国産品購 入の形に よる補助 金	○	英案とあり。		ガット第四条6	
7	7		映画フィ ルム上映 に関する法 令規則へ の不適用 但し、最 恵国待遇	○	英案とあり。	○ 英例にはスクリーン・クォータの制度あり。	ガット第四条6	
8	8		輸出品に 対する内 国課税の 最恵国待 遇	○	英案とあり。		ガット第二条1	
第二十二条(削除)		⑤	工業所有 権に關す る内地民 待遇	XXX	日本案は、工業所有権は著作権と同様に本条約 の対象外とする意味で本条を削除したが、英例 は従来の条約先例からも是非存置するよう主張 している。	○ 日米条約では第十条で内地民、最恵国待遇 を規定しているが、この先例は十分考慮 の要がある。 ○ 英案による工業所有権については、(イ)第 十二條(内地民、最恵国)、(ロ)第二十二條 (内地民)及び、(ハ)万国工業所有権保護同 盟条約の三つの規制を受けることとなり、 万一いずれか一方の締約国が同盟条約を脱 退した場合「優先権」の問題が残る。	第三十二條4 (a)及び(b) 第十二條	

RB'-0668

0025

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二次 ①英側 ②日本側 ③天竺地案	規定事項	問題の 程度	向 類 案	備 考	関連事項	その他
						①英：同盟条約をリファーマーシ、同条約の規定に 依って課せらるる条件及び手続に従うこと を条件に内国民待遇を与えん趣旨で、英案 の provided that 以下を provided that they observe the conditions and formalities imposed consistently with the provisions of any international convention for the protection of industrial property to which the latter Party is a party... に改めた 案である		

日英通商航海条約の問題点（第二十三条 - 第二十五条）

（1）
（10. 10. 1958.）
（10. 10. 1958.）

極

秘

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第ニ次案 ⑧ 英側案 ⑨ 日本側案 ⑩ 大英館案	規定事項	問題 の 程度	問 題 点	備 考	関連条項	その他
第二十三条	第二十三条		海運 船舶、旅客、貨物に関する 内国民待遇 制限的海運協定措置の 排除及び海運賃金に対 する為替制限の排除	○	問題なし			
第一文	(削除)	⑩	海運協定及び措置	××	日本側は、(1) からの条項は従来の条約先例にないこと、(2) 規定内容が明確でなく(イコールフットイングとかいかなる手段もとか具体的意味不明)、(3) 国同条約で他の第三国との将来の協定をも拘束することになること、(4) この種事項はIMCO等多数国間条約による方が適当と考えられること等の理由で削除した。 これに対し英側は本項は第一項(十第九項)と全く同じことを具体的に書いたを以て日本側が第一項に賛成する以上本項に反対される理由が分らないと主張している(英側は本項は第二文と共にスタンダードドラフトとして重視している旨主張している。)	○ 英側説明: "agreement" - アルゼンチン等南米諸国が貿易協定で貨物の積取比率を自国と相手国との間で 50/50 に協定するような例、"measure" - 右の積取比率を規定した国において国内法や輸出入ライセンスの操作により自国船を優遇する措置 "equal footing" - 内外船が積荷の積取につき平等の機会を与えらるべきこと。 ○ 上記 measure の中に計画造船、造船利子補給等が入らないことにつき英側確認を取付けた。 ⑩ 案: 大英館は本項の文言はともかくその内容につき余り反対することは日本側が将来これに反するようを協定の締結ないし措置をとるとの意思ありとの疑惑を持た		

RB'-0668

0027

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

英側原案	日本側対案 (ワーキングバージョン)	第ニ次案 ⑧ 英側案 ⑨ 日本側案 ⑩ 大蔵省案	規定事項	問題 の 程度	問 題 点	備 考	関連条項	その他
第ニ文以下			海運送金に 対する為替 管理	×××	日本案は本項は第十五条(為替管理)によりカバーさ れ、又英案のように絶対的な送金現定を置くことは主として 諸国でできないとして削除した。 これに対し英側は本項存置につき非常に強く主張してい る。	せる限りあり、若干の字句修正を行い、本項第一文を存 置することを示唆している。なおその際計画造船、造 船利子補給等が 'measure' の中に入らぬ旨を明示 するよう試みている。「相手国船が貨客の積取に關し 自国船と平等に競争することを妨げるような措置を執り 又はこれを継続してはならない。但し、自国海運発展 のために与える assistance 及び encouragement は本項にいう措置に該当しない」。		
3	3		×港に關する 内国民待遇	×××	日本案は港を南港のみに限定するよう修正したが、英 側は日本側の修正は内容としてもまた先例となる意味に おいても受諾し難いと述べている。	○英側は日諾条約で同趣旨の規定を置いたものと見 ている。(同条約第八條 2. moreover, exchange restrictions shall not be imposed by either Party in such a manner as to hamper the participation of merchant vessels of the other Party in the transportation of passengers and goods to and from the territories of the former Party.) ○英側に対し、開港場制を維持している理由及び外 國船が不開港場に入港する場合の手續と待遇につ き十分説明するよう準備すると共に不開港場入港につ き最惠国待遇を置くことができないかどうか検討 を要する(船舶法第三條、関税法第二十條)。		

英側原案	日本側対案 (ワキングペーパー)	第ニ次案 ⑩ 英側案 ⑪ 日本側案 ⑫ 大使館案	規定事項	問題 の 程度	問 題 点	備 考	関連事項	その他
4	4		貨物及び旅客 の積取権(絶 対特権)	××	日本案は、わが国が1923年の国際海港制度規程第十 二条に基づき移民輸送につき留保を行つてゐるので、 同じくこれを留保するため英案を修正した。 これに対し、英側は移民輸送の例列は独、伊等との 条約の先例となるので受諾できないと主張している。	○ 英側は日露条約では移民輸送はどうか扱つてい るかを質しているが、この英同条約の解釈を統一する必 要がある。		
5	5		船舶乗客に 対する特権 免除、関税課 徴金に關する 内国民待遇	○	英案のとおり			
6	6		港湾における 積卸に關する 特権、便宜の 内国民待遇	○	英案のとおり。			
7	7		港湾施設の 使用料、課徴 金、税金、港 務税等の内 国民待遇	○	英案のとおり。			
8	8		港湾使用料、 規則等の公 表	○	英案のとおり。			

英側原案	日本側対案 (ワシントンハーブ)	第二次案 (a) 英側案 (b) 日本側案 (c) 大蔵省案	規定事項	向順 の 程度	問 題 点	備 考	関連条項	その他
9	9		包括的最恵 国待遇	○	英案とあり			
10	(削 除)		海運事業に 関する内国民 最恵国待遇	×××	日本案は、英案が制限業種規定(第三十三条5')に抵触 するので削除した。 これに対し英側は海運業に関する限りたとへ相手国の海 運業が国営化されてもこれと平等な立場で競争する地位を 確保すべきであると考えており、是非本項は存置したいと主 張している。			
第二十四条 1.2.及3	第二十四条 1.(2及3は 削除)		沿岸貿易	×××	英案は一方の国が沿岸貿易を開放すれば他方の国 も自動的に開放すべきこととなるが、わが国は船舶法 第三條の建前上受諾できない。しかし英側は現在沿岸貿易 をすべての国に解放しているのでわが国に対し引続き 解放せしめるため日本案では最恵国待遇を附加した。ま た英案3.は1/2ヶ月の予告で何時でも沿岸貿易開放を 止められることになっている。			
4	4		連続航海及 郵便切符 は通し5/2によ る輸送	×××				
第一文	第一文		連続航海	○	英案とあり			

英側原案	日本側対案 (2キグマール)	第二次案 (英側案) (日本側案) (大蔵省案)	規定事項	問題 の 程度	問 題 点	備 考	改正事項	その他
第ニ文	(前除)		通し切符又は 通し切符	xxx	日本側においては、この種通し運送は沿岸貿易の一部 であると考えられ、1953年の英日ロハーツ覚書以上の 約束はできないとの趣旨、英案を削除した。			
第二十五条	第二十五条		海難					
			海難による入 港船舶品積 入等の自由及 び費用負担の 内国民最恵国 待遇	○	実質問題なし。			
2	2		船主荷主の引 渡要求ある場 合、至費につ いての内国民 最恵国待遇	○	英案のとおり			
3	3		難破貨物、 船舶用、船体 の取扱	○	英案のとおり。			

日英通商航海条約の問題点（第二十六条—末尾まで）

経済局スターリング地蔵課
(15. 10. 1958)

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二十六条 ① 英側案 ② 日本側案 ③ 大使館案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関係条項	その他
第二十六条	第二十六条		商業旅行者等	○	英案どおり			
第二十七條	第二十七條		通過					
1	1		通過の定義	○	英案どおり			
2	2		通過の自由 及び差別 待遇	○	英案どおり			
3	3		通過の禁止 制限	XX	日本案は、英案の通過の禁止、制限を行える場合について理由の限定を欠き、国際収支上の理由で輸入を禁止、制限している貨物についても通過を禁止、制限で済むこととなっているため、パルセロナ規程に倣い、公衆衛生、安全保障、動植物検疫の理由を附した。	○ 前項よりに関連し、日本では積替輸出貨物の輸出承認制の下に置いているが（輸出貿易管理令別表第一の四）、これはコムに基く積替輸出貨物チェックであり、これがヌと抵触する場合には第三十二条の(2)を讀むこととしているが、英側は本項の3.を讀むと主張している。		
4	4		適当な税関の指定	○	英案どおり			
5	5		通過の阻害 遅延の回避 及び関税 通過税の免除	○	双方異議なし（日本側字句修正は先方同意）			

RB'-0668

0032

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(2)

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二次英案 ②英側案 ③日本側案 ④大英案	規定事項	問題の 程度	向 類 異	備 考	関係条項	その他
6.	6.		通過に伴う 手数料及び 規則の適正	○	英案通り			
7.	7.		通過の課徴 金、規則、 税率の最惠 国待遇	○	英案通り			
8.	8.		相手国領域 を通過する貨 物に対する 平等待遇； 条約署名時 に存在する 直接輸送条 件	○	英案通り			
9.	(裁定書)		英領域經由 のスターリング 地域産品 輸出に對す る条件	○	日本側は内容的には異議ないが、英側のみの援用で きる規定故裁定書に移した。			
第二十八條	第二十八條		多数国間条 約の適用	××	関係条項との関連を再検討するに留意する	○ 特記されている条約		

RB'-0668

0033

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第三次案 ⑧英側案 ⑨日本側案 ⑩大連館案	規定事項	問題の 程度	向 類 異	備 考	関係条項	その他
第二十九条 (削除)			原産地虚偽表示	XXX	日本案は英案がマドリード協定より広い規程であり、条約先例にも乏しいとして削除したが、英側はスタンダードドラフトとして存置を強く主張している。	(a) 通過の自由に関するバルセロナ条約及び規程(20.4.1921) (b) 税関手続簡易化に関するジュネーブ条約(3.11.1923)；鉄道の国際制度に関するジュネーブ条約(9.12.1923) (c) 海港の国際制度に関する条約及び規程(ジュネーブ 9.12.1923)		
第一文			虚偽表示に対する民事救済と刑事制裁の法制	○	(日本側の国内法制は十分完備していると考えられる)			
第二文			被害者に対する訴訟手続の許可	×	(民事の場合は向隅なく、刑事の場合は告訴と解される。刑訴第三三〇条。この場合起訴するかどうかは検事の判断による)			
第三文			関係業界の代表者又はその代理人による告訴	×	(関係業界の代表者は不正競争防止法の被害者とは認め難いので、告訴権者とはなり得ないが、告訴はできる。刑訴第三三九条。)			

英側原案	日本側対案 (ワーキング・ドキュメント)	第ニ次案 ①英側案 ②日本側案 ③大英館案	規定事項	向度の 程度	向 題 具	備 考	関係条項	その他
又 第一文 第二文 第三十条			輸入の禁止 国内差押え 領事条約 条項	○ × ××	(関税法第七条でカバーされる) (輸入の際の措置は関税法第七条でカバーできるが、国内における措置の場合は法制なし) 日本案は当初本項は過渡的な規定であり、恒久的な性質を持つ本条約に規定することは適当でないとの理由で削除したが、(実際上は日米領事条約交渉との関係もあり現在領事に与えている待遇を縮小する必要があると考えられたことによる)、英側の要望を入れて相互主義に基く最恵国待遇を盛った対案を提示した。英側はこの対案の相互主義につき実施上問題の複雑になるとして反対している	英案の趣旨： ア、速かに領事条約締結交渉を開始することを約束する。 イ、同条約発効までの間、他方の領事官に対し現在与えていると同じ権利、特権及び免除を与える 日本側対案の趣旨： ア、領事条約締結までの間、相互主義に基いて権利、特権及び免除を与える イ、(領事官の定数) ロ、大使館は、英案ノのみを残し、領事待遇については領事条約で規制する方が適当と考えている		
	第三十'条		商事仲裁	××	本項については領事条約交渉を行うか否かにつき方針決定の必要がある 日本案は日米条約第四条及び第五條に倣って新に規定を設けることとした。 これに対し英側は、英国政府としては裁判的仲裁に關し二国間協定を行つた先例がなく(日英兩國共、1923年の仲裁条項議定書及び1924年の外國仲裁裁判執行条約の當事國であるが、英国はこの二條約に基づき1925年の仲裁法を制定しており、この例外とは異なる)二国間協定を締結する意図は			

英側原案	日本側対案 (ワキングペーパー)	第二次英 英側案 日本側案 大使館案	規定事項	変更の 程度	向 題	備 考	関係条文	その他
第三十一条	第三十一条		最恵国待遇 内国民待遇 包括規定	XX	はよい)、いずれにしても国際条約以上の義務を負うべき 合意はできまいと主張している 1922年の条約はアフリカ所在の植民地の大部分に適用さ れているが、マレー、香港及びシンガポール等は適用さ れていない。			
/	/		最恵国待遇 の定義	○	英案 ヒアリ			
2.	2.		内国民待遇 と最恵国待 遇のオルタナ ティブ・プロビ ジョン及び国 民に対する 待遇と会社 に対する待遇 のオルタナ ティブ・プロ ビジョン	×	日本案は英案の国民に対する待遇と会社に対する待遇の オルタナティブ・プロビジョンの規定は、いかなる場合を指すか 明確でないとの理由で一応削除した。 (英側説明の結果、上記削除部分の意味が明確になった ので挿入して差支えはないと思われる)	○ 英案： (イ) 相手国国民に対し自国民と同一の待遇を与え 相手国会社に対し自国会社と同一の待遇を与える場 合には <i>The nationals and companies of one Contracting Party... nationals and companies respectively of the latter Party</i> としている(第十条、第十四条ノ等) (ロ) 相手国国民及び会社に対し自国民又は自国会社 に与える待遇のうちどちらでも有利な方と同一の待 遇を与える趣旨の時は <i>The nationals and companies of one Contracting Party, nationals or companies of the</i>		

(6)

英側原案	日本側対案 (ロキンプンペリ)	第二 次 英 日 条 約 第 三 十 二 条 第 一 項 の 注 文	規定事項	問題の 程度	向 題 点	備 考	関係条項	その他
第三十二条 無規定	第三十二条 1. (a)		一般例外 旧領土及び 南西諸島に 関する除外	XXX XX	日本案は主として終戦まで日本国籍を保有していた朝鮮人 及び台湾人の既得権を対象としたものであるが、これは限 定事項ではなく、将来与えることある待遇をも含む事項である これに対し英側は既得権に限る事項ならば呑み易いとし ている	latter Party としている(第十三条、第十六条等) ○ 英側は日本案の any treatment, preference or privilege which may at any time be accorded by Japan exclusively to persons who originated in the territories とあるため (イ) 既得権の みならず今後新に得る権利についても一般外国人に 比べ特に有利な待遇を与えんとするものではないか、 又(ロ) 終戦前に日本国籍をもっていたもののみならず、 これらの地域で戦後生れた子孫をも含み得るのでは ないかとの疑問を提起している	日本条約議 定書第十四 条	
1.	1. (b)	⑤ 1.	英連邦特恵 の除外	XX	日本案は (イ) 貨物についてガトで認められたものより 広くなるという理由で署名時に与えているものに限り、且つ (ロ) 英連邦に属しないアイルランド及びヒルマを削除した。 これに対し、英側は英連邦特恵は関税のみに限られず、 本条約全体に規定する諸事項について英連邦諸国に 新の特恵を与えられたいこともあり得べく英案通りとしてお きたいと主張している			
2.	2.	⑥ 2.	強制徴用、兵 隊の生産、取 引の除外及び	XXX	日本案は強制兵役等に関する第五條は戦時にも適用を除 外し、旨を明記したが、英側はこれに強く反対している (第五條の項参照)		第五條	

RB'-0668

0037

英側原案	日本側対案 (ワーキングペーパー)	第二次 大戦 後 の 対 英 日 関 係 の 大 体 的 な 方 針	規定事項	前項の 程度	向 題 点	備 考	関係条項	その他
(a)	(a)	⑤ (a)	国際平和の 維持、国の安 全保障措置 の除外					
			国家の安全 保護のため必 要な核物質、 兵器、弾薬の 生産、取引等 の除外	×	若干字句修正あり(⑤案通りにて差支はないと思われる)			
(b)	(b)	⑤ (b)	戦時又は緊 急事態の際の 国家の安全保 護のため必要 な措置	×××	日本案は英案が <i>national security</i> 上の理由があ る場合でも本項の (a) の核物質、兵器、弾薬の生産、取引 に属するものだけを例外としているが、これは狭すぎるの で、英案 (b) 及び (c) を取纏めて「国際平和維持のため の義務遂行に必要な措置及び国家の軍人、安全上の利益保 護のため必要な措置」とした。	○ 英案において (1) 英国に駐留する米軍人の特種は この条約の範囲外の事項で規定の要なしと述べている。 ○ 英案は日本案では平時・戦時を問わず「セキュリティ」の理由 により差別的な貿易統制を課すいうことにはなかと解しう る旨述べている。	日英条約第 二十一條 (a)	
(c)	(c)	⑤ (c)	国際平和維 持のため国連 憲章に基づい た措置の除外		これに対し、英側は日本案は非常に一般的で、広きに過ぎる として原案を固持し、⑤案も原案通りである。	○ 英案の趣旨；規定は英側案に倣い、英案の (b) の言明 で兵役義務は戦時も免除される旨持記し、 <i>under</i>		
				×	⑤案 (b) の <i>under imminent threat of war</i> の字句は意味不明な旨持記したところ、この削除の方を主張する			

英側原案	日本側対案 (ワーキングバージョン)	第二十二 条英側 日本側 対案 因大英 案	規定事項	取扱い 程度	内 題 異	備 考	関係事項	その他
					約した。	<i>imminent threat of war</i> を削除している (兵役義務免除の規定を害することなく、戦時又は緊急事 態の際は国の安全を保護するため必要な措置を執るこ とを妨げない)。 (C) は日本案 (b) の <i>or necessary</i> <i>to protect its essential security</i> <i>interests</i> を平時にも適用することは余りにも広範に 過ぎるとして削除し国際平和の維持のための義務遂 行に必要な措置に限定した。		
無規定	2	②	外貨導入規制	XXX	(第十五条の項参照)			
3	3		公共機関、公 企業に対する 権利、特権、 免除の除外	○	英案通り	○ 英側で <i>public authorities</i> に該当するもの としては国有産業、マーケティングボード、BBC、ITA 地方公共団体、政府各省庁を指す		
4	4		その他の例外					
(a)	(a)		民間航空協定 に関する事項	○	英案通り			
(第二十二条)	(a)		工業所有権に 関する事項	XXX	(第二十二条の項参照)			
(b)	(b)		著作権に関 する事項	○	英案通り			

(7)

英側原案	日本側対案 (フーテン案)	第二次案 ④英側案 ⑤日本側案 ⑥大使館案	規定事項	問題の 程度	内 容	備 考	関係条文	その他
(c)	(削除)		海底電線に 関する事項	○	日本案は本条5'(制限兼種)に纏めた(内容的に英案の 語句は向題なし)			
(d)	(削除)		石油採取に 関する事項	○	日本案は本条5'(制限兼種)に纏めた(内容的に英案の 語句は向題なし)			
(無規定)	(d')		金、銀の輸出 入に関する事 項	XX	日米条約では国際金融取引より生ずる金、銀の現送は 無差別には行い得ないとの解釈の下に本項を設けた。 これに対し英側は両国が金銀の輸出入制限を差別的に 行う意図を有していない限り、わざわざ本項を設ける必要 なしと述べている。	○ 本項は削除しても差支えはないと思われる(大使館)	ガト第三十条 / (c) 日米条約 第二十一条ノ (a)	
(無規定)	(d'')		第三国人又は 第三国会社の 支配する会社 の除外	XXX	日本案は (イ) この種の会社に対する待遇保障をする ことは本条約の目的ではない。(ロ) 現行国内法上支障が ある(外国人土地法の第二条ノ、外資法第三条ノ輸入及 出)との理由で日米条約第二十一条(e)に改め若干簡素 化して規定した。 これに対し英側は本条約全体を通ずるプリンシプルの問題 なりとして反対している。		日米条約第 二十一条 (e)	
(無規定)	(d''')		政治活動に 関する事項の 除外	X	英側は本項の政治活動は極めて漠然としており、思わ ざる結果を生じ得るもので削除方を希望するに述べ ている。	○ 英側は特定の政治活動につき留保を希望するの 点にそれらを具体的に合意議事録に書けば足りると思 うと述べている(具体例としては公選により公取につくこ と、その候補者に自費で、政党に資金を寄付したり、 そのこと等が考えられる)。	日米条約第 二十一条 (c)	

RB'-0668

0040

英側原案	日本側対案 (ワキングペーパー)	第二次英案 ①英側案 ②日本側案 ③大英館案	現案事項	問題の 程度	向 題 異	備 考	関係条項	その他
5.	5. (削除)		内国漢業に 関する例外	○	英案は領海における漢業を除外しているが、これは本条 約5(制限業種)でカバーされるので削除し、その代り第十 七条の削除で内国漢業に関する例外規定を設けた。 しかしながらその後の折衝により本頁の存置は必要と見る ことが明らかになったので削除した。			
4(c)及び (d), 5	5.		制限業種	XXX	日本案は日米条約第七条に倣い、日本の基幹産業(公 益事業、造船、航空運送、水上運送、銀行業務、土地 その他の天然資源の開発)を外国資本の支配から守る趣 旨であり、但しその保護が行過ぎざるよう内国民待遇のみの 例外としている。また運輸、通信、銀行関係については本 質的に国際的性格を有する活動を行う場合、支店、代理 店を設け得ることとしている。 これに対し英側は本項の規定は範囲が甚だ広く日本にかけ る事業活動は余り大に制限されるので到底承諾でき ないとしている。又英側は「本質的に国際的な業 務」の意味の不明確性及び国内法令の範囲内での免許 の二点についても不満の意を表明している。	○ 英側は、(イ)公益事業については、本条3.の趣意 で相当部分カバーされると思われること、(ロ)土地 等天然資源開発が制限も解除できるが、(ハ)造船 運送、銀行関係が特に問題でありとしている。	日米条約第 七条	
6.	6.		テレビジョン プログラム展 示の認可に関 する制限	○	英案と一致。			
7. (削除)	(削除)		二重課税防 止協定を結ぶ	○	英案は本項を日本案に倣い第十條(内国課税)に移 した。		第十條4及 5第十條 6	

英側原案	日本側対案 (ワーキングマン)	第二次案 ④英側案 ⑤日本側案 ⑥大使館案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関係条項	その他
(無規定)	／		ガット及び MFとの関係	XXX	日本案は本条約で規定されていない事項でガット又は MFで要求され又は時に認められているものを両国間 に適用する趣旨である。 これに対し英側は本条約を「セルフコンテント」なものにすべ うであること及びガットとの関係はポリシーマターであるこ とを指摘している。	○ 具体的事例としては、(イ)日本案で削除したアルラ ンドとビルマに対する特恵関税も本項で読める。 (ロ)第三国産業に実質的な被害を与えようとするCPのウェー バーを求め相殺又はダンピング関税を課すこと(ガット 第六条第二文)、(ハ)国境貿易のため隣接国に与 える利益(ガット第二十条三(四))、(ニ)ガット第二部 の規定と矛盾する国内法令の適用を認めること等が 考えられる。		
第三十三条	第三十三条		紛争の解決	○	英案通り			
第三十四条	第三十四条		植民地の加入	XXX	どの植民地がどのような条件で何時加入するか日本 側はいつまで大問題である。			
／	／		植民地の加 入通告と加入 成立の時期	XX	日本案は英案が加入通告書の日付の日から条約を適用す ることに基き置いた英案を加入通告書受領の日に改めたが、 英側はこの修正はいつに手続を複雑化するものとし て反対している。	○ 通告後30日での適用を開始するという猶予期間 を設ける方式を考慮することとしたい(大使館意見)。		
		⑥文庫公文		XX	植民地加入の際留保を行うことがあると考えられるが、 その方法の問題がある。	○ ⑥文庫公文案は、植民地加入に際し条約を修正 又は留保を希望する場合には英政府の要請により 両国政府は当該修正又は留保の条件につき協議す るものとし、協議整った事項を文庫公文に記録し、 これを以つてその日付から当該植民地の加入が成 立したものと看做すとの趣旨である。		

英側原案	日本側対策 (ワーキングペーパー)	第二案 英側案 日英協定	規定事項	向題の 程度	向 題 点	備 考	関係事項	その他
						大使館は上記案につき、条約の実質的修正を意味する語句の場合には国会の承認を求める関係で、国内手続を了したことを英政府に通告した日(又はその三十日後)とすることが必要であろう。但し、かかる手続は両国合意の条件に書けば本交換公文中に書く必要はないので英案の <i>as from the date thereof</i> を <i>as from the date mentioned in the said Exchange of Notes</i> と改めることと示唆している。		
2.	2.		植民地に対する本条約の適用停止	○	英案とあり。			
第三十五条	第三十五条		効力規定					
1.	1.		発効及び有効期間	○	英案通り	○ 有効期間は五年となつてゐる		
2.	2.		廃棄通告	×	日本案は英案の廃棄通告を行つた日から十二月で協定を終了するとしてゐる点を廃棄通告を受領した日に改めた。			
3.	3.		植民地へ適用の終了	○	英案通り			

英側原案	日本側対案 (ワーキング・ペーパー)	第二次英日条約 の日本側 の対案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関係事項	その他
末文	末文			×	前文の修正に際し英側より提議せず。			
◎ 議定書 (無規定)	1.		南西諸島に 対する適用除 外(第一條)	○	双方同意なし。			
(無規定)	2.		旅券査証の 相互免除等 に関する例外 (第三條)	×	英側は本項の内容については異議ないが、従来の条約 先例にないため合意議定書に移したく、文案は英側に 準備するに返している。			
(無規定)	3.		弁理士に關 する相互主義 (第四條)	XX	英側では1917年7月15日以前に登録したものでなければ外 國人弁理士は認めない建前にはつきり、事実上禁止にひと しい、従つて若し將來外國人一般に弁理士たることを認 めるかもしれば、この考慮を相互主義を害して置きたいの はらは本議定書に倣い日本側のみに関する一方的表現 にして方が良いと考へるに返して可い。	○ 英本國では事實上禁止であつても、英植民地中 には外國人弁理士を認めているところがある、日本 案通りの形式が望ましい。 英植民地の実情については英側で取調べ中。		
(無規定)	4.		旧株取得制限	○	本項削除済。			
第二十七條ヲ	5.		スターリング地 域産品の英 領或保護地	○	(第二十七條ヲ 参照)			

(14)

英側原案	日本側対案 (ワーキングメモ)	第二次英側案 ④英側案 ⑤日本側案 ⑥大英案	規定事項	問題の 程度	問 題 点	備 考	関係条項	その他
(無規定)	6		の許可条件 (第二十七條) 賠償義務 履行の例外	×	日本側は本項は当然のこととして規定の要なしと削除 を申出たが、英側は日本側の削除理由につき疑義を表明 している。			
英側第一文 換公文			入国・居住条 項に関連し <i>Great Bri-</i> <i>tain & North</i> <i>-ern Ireland</i> は別個の領 域と見做すこ と	○	内容的に異議なし。		第三條、第 四條	
英側第二文 換公文			会社の土地 所有の条件に 関する例外	○	内容的に異議なし。		第十一條	

RB'-0668

0045

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

次官
 大久保
 條約
 條一
 條二
 條三
 臨時
 秋
 極

日英通商航海條約日本側對案に因する件
 去年十月英國政府より本件條約の英側草案を送付被
 致方は茲に英口上使館との非公式會談により同草案について
 意義をいし先方の意圖を明き滿足の解明に努める
 とともに、これを参考として、省内部において鋭意日本
 側對案の検討を続々、この程、別添案（ア・ブ・イ・エ）を

昭三、三、一
 經四夜

313.16
 第三

アジア
 31.3.24
 省長

外務省

外務省

附一は個所は英側案との相異点の作成を終つた。
 ついては本案に基き、早急に因縁各府との協議を
 開始し、日本政府としての正式對案の作成を行うこと
 と致しむ。

RB'-0668

0046

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

日英通商航海条約英側草案の主要問題点

昭和十一年 経済局

「条約の適用地域の条項で、英植民地については、英女王が一方的に、逐次その適用を通告する地域に限られている。従つて、香港、マレー、東西英領アフリカ等わが國が重大な通商上の利益を有する植民地につき必ずしも本条約が適用されるとの保障がない。

「関税の条項で、輸入品に対する最惠国待遇は供与することになっているが、若し当該輸入品が不正競争の利益を享受すると認められる場合には最惠国税率と異つた特例の関税を自由に課し得ると規定せられており、本条項はガットの規定に違背し、且つ英側がわが方の不正競争を理由に濫用する恐れなしとしない。

「輸入制限、為替制限につき最惠国待遇の規定がなく、英側が自由

極秘

に日本品の輸入につき差別的制限措置を採り得る建前となつてゐるのは右二とともに本草案の最大の問題点である。

RB'-0668

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

「相手国国民及び会社の事業活動につき条約締結當時に存在する制限以外は課し得ないことになっているのは、日米通商航海条約において特定の業種につき必要ある場合制限を課し得る建前となつてゐるのと矛盾し、問題である。

「特許、商標、意匠、原産地表記等の盗用に対し民事上の権済手段及び刑罰措置を講ずることを要求しているが、これはわが国不正競争防止法の規定するところにより十分先方の意図をカバーし得るや、問題あり、先方草案による場合同法の改正を要するかも知れない。

「相手国が沿岸貿易を開設する場合他方相手国もこれを解放する義務を規定している。しかるに従来英本国においてはわが国に対し沿岸貿易は開放されていたのに反しわが国は英国船に対して開放

してゐなかつた。従つて本案においてわが国船舶が沿岸貿易に従来とあり英国で享受するためにはわが国もかかる権利を英国船に認めなければならない。

英国のガット第三十五条援用に関する件

一 英国政府はわが国のガット加入申請に対しその態度を留保してき
たが、一九五四年十月二十三日わが方に対し左の内容の覚書を送
付越した。

(1) 英国はガットの規約改正会議（第九回總會）において、既締約
国は新加入国との間に、現行の差別制限の維持を認める二国間
取極を締結し、この取極をガットに優先せしめうるよう協定を
改正することを提案する。

(2) 右の改正が成立すれば、英国は日本と取極を結ぶ用意があり、
右締結の上は日本とガット関係に入る。ただし右の取極には次
の二つの保障規定を設ける。

(イ) 一方の国の商品が他の国の市場に氾濫した場合後者は、相手

国と協議の上、問題の商品に対し差別的な割当又は関税を課
することができる。

(ロ) 不正取引又は補助金、ダンピング等による人為的安値により
輸入が行われた場合にも前記と同様の差別措置をとることが
できる。

二 そこでわが方は十一月三十日前記覚書に対して左の回答を英国政
府に送った。

(1) 新加入国に対し差別待遇を認めるようなガットの改正には同意
できない。

(2) 日本品が氾濫するという可能性はほとんどないし、不正取引に
ついてはガットに十分な保障規定が既にあると考える。もしか
かる事態に対するガットの保障が充分でないと考えられるなら

ば、規約改正会議において検討する充分な機会があるう。

三 かくして英国は日本に対しガット三十五条を援用するに至つたが、一九五五年の第十回ガット総会において、英国代表サンダースは萩原大使に対し「英国政府としては通商航海条約で日本とガット関係の調整を図りたい考えであり、最近条約草案を提案した次第である」と述べたので、萩原大使は「英国案には輸入制限に関する無差別待遇の規定が欠除しているのでこのままでは無意味である。従つて何らかの規定を作るとすれば英国は如何なるものを希望するか」と訊したに対し、サンダースからは反応が得られなかつた。

四 一九五七年九月末訪英の際藤山外相は英国が速みやかに日本に対するガット三十五条援用を撤回することを要望したことが英例付このも明き置くに止つた。

通商航海条約英案の問題点（第十六ないし第二十条）

昭和三十一年二月七日
外務省経済四課

第十六条関係

(1) Charges imposed on the international transfer of payments. 現行の為替売

買手数料（M O F 勘定と為銀間一弗当り三五銭）及び為替予約手数料（一旬一弗当り一〇銭即ち一％）も一応これに該当するが、フィリピンの remittance tax 又はベルンヤの

premium charges on remittances を主として指すものと思われる。なお信用状発行手数料は為銀の申合せによるもの故該当しない。

(2) all rules and formalities in connection with importation and exportation.

(1) 輸出入取引法第五条第二項第四号は輸出協定について「そ

極秘

の内容が不当に差別的でないこと」同第五号は「脱退、加入を不当に制限しないこと」と規定しているところ、同法第五条の二（輸出業者の国内取引に関する協定）第五条の三（生産業者又は販売業者の協定）及び第七条の二（輸入業者の協定）の場合は通産大臣の認可を要するが、第五条（輸出業者のみの協定）の場合は^尾輸出制である。右の場合相手国人を差別待遇する協定の内容がある場合に第六条に基く変更命令を出さない場合は如何。

パキスタン委託加工に関する輸出業者十八社の協定は改正前の法律により認可を受けたものであるが、その内容はなん等前記各号に違反するものではない。また第三十九条に基き不服の申立をした者もない。

（四）輸出入銀行法第十八条はその業務の範囲として「本邦輸出

（入）業者または本邦製造業者に対する資金の貸付」と規定しているが、ここで「本邦」という場合は必ずしも国籍を限定した意味ではない。

（五）本項は内規等をも含むものと解せられ（英側回答）輸出入金融に関する日銀の方針に若干問題があるが、輸出入金融海上保険等は本項の対象とはならないものと解する。（英側回答は輸出入ライセンシングのみとする）また嘗て問題となつた運賃に対する外貨割当に際して外船を差別待遇しな

た件は、外国人たる輸出入業者に対する差別待遇ではない。
（三）外貨資金割当または輸出割当が、実績主義に依る場合、実績なき外商に対する割当が問題となるが、この場合戦前の実績に

依ることは絶無であり正常貿易再開後七年後においてなお実
績なきことが問題になるとすれば、邦商外商を通じての問題
で、必要に応じて平等割を加味することが出来る。実績なき
外商に特に割当が行われるようにする時は割当基準が複雑且
不^{公平}平となる。

第十七条 関係

(1) 輸入担保が charges に含まれるとすれば今回の日英貿易取極
を変えることが出来ない。(英側回答は本条の charges に該
当せずとなす)

(2) 輸入許可証の有効期限について清算勘定は六カ月、弗及び磅
は四カ月の差別待遇があるが、本条の対象とはならない。

(3) 英本国及び英殖民地よりの特定物資の輸入について原産地証
明書の添付を要求しているが、前項同様対象とならない。

第十八条関係

(1) 本条とガットとの関係について、昨年末の非公式会談においてチャドウィクの説明は概略左のとおりである。

「口上書 "inclusion of such provisions is a matter of general policy" とあるとおり、英国は今後通商航海条約を結ぶに当つては、相手国の如何を問わず、本条の規定を挿入する意向である。従つて英国とガット関係を有する国との条約にも本条の規定が設けられるが、そのような国に対しては、本条は発効されない。その理由は通商航海条約は一般的な条約であるに反して、ガットは貿易及び関税という限られた分野に関する特殊な条約であるのでガットの方が優先する。多数国間条約が二国間条約に優先するという理論に依るわけではない。」

右に依り実体的に英側の見解は明かとなつたが、チャドウィクの援用する「ガットは特殊条約なるをもつて一般条約たる通商航海条約に優先する」という理論は問題がある。二国間条約において第三国の利益に反しない限り多数国間条約に反する規定をなし得るという全く反対の説もある故に、ガットに抵触する規定を、現在又は将来ガット関係を有する国との通商航海条約に設けることは将来紛議のもととなる懼がある。

(2) 元来二国間条約（例えば通商航海条約）における最恵国待遇が多数国間条約（例えばガット）における利益に及ぶかどうかという問題は国際連盟時代から論議のあつた問題であつて今日必ずしも一致した結論に達しておらず国に依つて左のと

おりその態度も異つてゐる。

(1) 伊太利ユーゴ通商航海条約は明確にこれを否定す。

(2) 日米通商航海条約は米側と接衝の結果了解を得。

い昨年十月ガット加入に伴う際、外務省の見解は一応これを否定して、便益関税によりガット税率を与えた。

英国は現在一本税率（即ちガット税率）であるので、差当り問題なく、又英側の見解も最惠国税率はガット税率を含むことを肯定しているものと一応想像されるが、この点理論的に解決することは必ずしも必要ではなくとも、實際問題として将来共ガット税率を適用する旨の明確なる了解を取付ける必要がある。

(3) 第一項は相殺関税及び特別関税について最惠国待遇を外してゐると解すべきか。（ガット第二条第二項(b)は最惠国待遇を外してゐないと解するのが多数説である。）又第一項(b)の特別関税に反ダンピング税を含ましめることは文理上不適當であるがもし含まれぬとすれば、第二項の反ダンピング税については、最惠国待遇は保障されてゐると解すべきか（第二項を別に起して書いてゐるのは英案のミスと思われる）。

(4) ガットにおいては反ダンピング税、相殺関税を課す場合には国内産業が被害を蒙り又は蒙る懼があることを要件としているが、本条にはかかる要件がない。従つて市場開拓等のため一時的に出血輸出する場合も該当することになる。

(5) 本条の各種特別関税の amount は当該国が decide すると規定し

てありガットと表現が異なるのみならずガットにおいては相殺
関税及び反ダンピング税は二十二条による協議事項となつて
いるのに対して、英案にはかかる規定がない。(二十二条は
第九回総会で改正されたが実質的变化はない)

(6) 奨励金又は補助金と考えられるもの

(1) 輸出所得の控除(租税特別措置法第七条の六、第七条の七)

(2) 輸出前貸手形(一銭六厘又は一銭七厘)、外国為替引当貸

付(米ドル六厘、英ポンド一銭一厘)輸出入銀行(四・五

%)ないし六・五%)開銀融資(鉄鋼等輸出産業に対する%)

の)

(3) 外航船建造に対する開銀融資及び利子補給は産品に対する
補助ではないから本項に該当しない。

(7) 補助金以外の措置に基づく不正競争の利益

チヤドウィックの見解によれば、人為的手段によらざる要

因に基づくものは含まれず一従つて低賃銀等は含まれぬこと

なる一主として輸出インセンティブを指すがany measureは政府

及び政府機関のみならず輸出組合の措置も含む由である。(個

々の商社の措置まで含むかは判明しない)。

通常不正競争には意匠商標の盗用、原産地の虚偽表示等

を含むが、これ等はすべて個々の商社の行為であり且前記チ

ヤドウィックの見解からすれば該当しない可能性が多い。又

これ等の行為に対して輸入禁止を適用することは技術的に可

能であるが、個々のケースについて不正利益を査定して課

税することは技術的に不可能と思われる。なおガット第二十

条 I (d) によればこれ等の行為を防止するために必要を措置は
（関税上も含めて）何でも為し得るとの見解もある。従つて
本件はリンク、^(特)、バター等を指すものと思われる。

(i) リンク制度

(i) 再生産用の原材料リンク 原綿、原毛、パルプ、牛脂

右は一般内需を極度に圧縮しない限りインセンティブ
とはならない。

(ii) リンクによる報償分

原綿、原毛

(iii) 原材料ならざるものとのリンク 砂糖、手製品、ウイスキー
菓子

(iv) 加工貿易原材料一般

砂糖、大豆、小麦粉（英国
の再輸出用グレイン）

(ii) 特別外貨割当制度

(1V) (ii) バター

業界の自主的取極による低廉な原材料の供給

輸出船用鋼材、輸出化粧用パルプ

尤も以上の措置は国内価格に対して輸出価格が低い結果と
なるものであるから、ダンピングをもつて律すべく、反ダン
ピング税の賦課をもつて解決し得べしとの説もある。

(8) 第三項 (ii) に関し完成品のみならず原料についての課税免除な
いし戻税を含むことはガットにおいては確立している。この
例としては

罐詰に対する綿実油、味の素に対する小麦粉、精製糖に対す
る粗糖

(9) 本条によつて第三国の利益擁護のためにも自国の場合と同じ

条件によつて反ダンピング税、相殺関税その他特別関税を課し得るや、前掲(3)の要件がないので形式的には可能と思われる。この例としては香港が本条約に加入せぬと仮定し、日本製の砂糖がシンガポールにおいてダンピングを行い香港産砂糖に対し打撃を与えた場合が考えられる。

(4) 肥料需給安定法に基づく国内価格が偶々輸出価格より高いことがあるが、この制度の趣旨が国内価格の安定にあり、輸出価格よりも低いことも多い。右はガット第六条第七項によれば認められるが、日英の関係では如何。

第十九条関係

(1) 第一項（輸出制限）

(1) 現在輸出承認は①国内需給、②チェック・プライス、③戦略物資、④麻薬等の一般的禁止品、⑤工業所有権等の保護の理由によつて行つてゐる。この中①②③⑤については国別差別待遇がある。併し①は非地域等国際収支の維持に必要な地域のみ認めるといふ場合があるがこれは第二十条により認められる（後記イの場合に別）。③は第三十二条第二項(4)により認められる。⑤は工業所有権保護同盟条約により認められる。②ガット第六条第一条第一項により認められる。

(4) 特定地域（例えば中南米、カナダ）等に対して信用状ベ-

スでない取引（D P又はD A、委託販売方式、繰延払方式）を認める場合は概ね第二十条又は本条第五項でジャスティファイされるが、そうでない場合もある（単に新市場を開拓するため又は戦前よりの慣行による等）。

ハ輸出禁止の例外許可

鉄鋼について協定上の義務ある国に対してのみ許可することは問題がある。

(2) 第二項

- (a) *formalities conditions* については極力周知徹底せしめる方針をとつてゐるが、*conditions* は割当基準を指すものと思われるが、物資によつては本協定のとおりには出来ない（機械、雑）
- (b) 現行の方針は必ずしも簡素を目的とせず詳細にわたること

(c) 現在の通産省の方針は必ずしも拙速を責めない。

(d) 外割証明書の名義人と輸入承認証の名義人と同人たるを要しない。但し、L/Oの発行者と輸入承認証の名義は原則として同一名たるを要す。輸出承認の名義人と輸出承認の名義人と輸出許可書（通関の際）の名義人は同一名たるを要す。依つて外割証明書についてのみ *traffic in licences* がある。

(3) 第五項

satisfactory evidence として左の如き場合が考えられる。

(i) 標準決済が英国に対しては三カ月、ビルマに対しては四カ月とする場合。

(ロ) 中南米の特定国に対しては D P、D A で足りるとし、英国に対しては E / O ベースを要求する場合。
(ハ) カナダに対してのみ委託販売方式を認める場合。

第二十条関係

本条に謂う I M F の規定とは左のとおりである。

- (1) 第七条第三項 (ロ) の稀少通貨の宣言
- (2) 第八条第二項 (2) の基金の承認
- (3) 第十四条第二項の過渡期の措置

RB'-0668

0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

日英通商航海条約案の主要問題点

(昭三、一一、
経済局)

一、輸入制限

通商航海条約では輸入に関し最惠国待遇を規定するのが常例となつてゐるが、英側案には、この種規定を欠き、従つて、両締約国はそれぞれ相手国からの輸入に対して、全く自由に差別的制限措置をとり得ることとなつてゐる。

これに対し日本側対案は、輸入制限について、ガットと同趣旨の規定（従つて輸入については最惠国待遇）を設ける他、議定書において、両国がガット締約国である間は、英側によるガット第三十五条援用如何に拘らず、両国間にガット規定が適用されるべき旨の規定を置いた。しかしながら、英側のガット第三十五条援

極秘

用の経緯にかんがみ、英側が右の如き日本側対案をそのまま承諾するとは予想されないとあり、交渉の当初においては本案を強く主張するとしてもわが方として交渉の妥結を図るためには、英側の危惧する日本品による過当競争に対し、何らかのセーフ・ガードを与える必要があると考えられる。かかるセーフ・ガードとして、議定書において、暫定的措置として、相互に、ガット第十九条第一項(a)の規定する過当競争に対して、同条の規定よりもさらに厳格な要件の下において、とくに相手国産品に対する差別的輸入制限（ガット第十九条ではかかる場合に特定国のみに対する差別的制限は認められない）を認めることとする案を一応の腹案として用意した。

ニ、為替管理

RB'-0668

0060

英側は為替管理について一般的な規定を置かず、従つて両締約国は原則として、相手国に対し差別的な為替制限を行い得ることとしている反面、英側がとくに関心を有する保険金、海上運賃等については、特定の場合、その外貨送金を認めるべき旨の絶対的な規定を置いている。

このように貿易外取引の特定事項についてのみ、国際収支事情の如何を問わず絶対的に外貨送金を認めるような規定を置くことは、わが方にとり不利であると考えられるので、わが方対策においては、すべてこれを削除し、従つて為替管理については何らの規定も置かないこととした。この結果、わが方対策においても、英側案と同じく、為替管理に関する一般的待遇規定を欠いているが、わが方として関心を有する輸出入に伴う為替取引の制限につ

いては、輸出入制限に関する規定により事実上規制されるので、別段差支えないと考えられる。

三 関税

英側案は、関税について一般に最恵国待遇を規定しているが、その例外として、ダンピング防止関税及び相殺関税の他、もし輸入品が不公正競争の利益を享受していると認められるときは、これに対し特別の関税を課し得ることとしている。右のうち、ダンピング防止関税及び相殺関税の賦課については、ガットにも規定があり、又従来国際的にも認められている原則であるので、別段異存はない次第であるが、不公正競争に関する特別関税の賦課は、ガットの規定にも違背し、かつ英側がわが方の不公正競争を理由に濫用する恐れなしとせず、わが方として受諾し難いところであ

る。従つて日本側対案においては、関税に関する一般的最恵国待遇並びにダンピング防止関税及び相殺関税の賦課に関する規定は置いたが、それ以外に不公正競争を理由とする特別関税の賦課は認めないこととした。

四 事業活動

英側案では相手国の国民及び会社の事業活動について、条約締結当時に存在する制限以外は課し得ないこととなつてゐる。しかしわが方としては、日米通商航海条約において、現に制限してゐると否とに拘らず、外国人が公共事業、造船業、運輸業、銀行業及び土地その他の天然資源開発事業に従事することを制限し得ることと規定してあり、右は日英間条約においても留保しておくことが必要である。一方英側植民地についてみればわが方として、こ

れら植民地において右業種が他の第三国に対し開放されてゐる場合は、わが国の国民又は会社に対しても同様に開放されることとする^{ことが得策である。}従つて日本側対案においては、右に掲げた業種を外国人に制限できるが、いずれかの外国に開放するときは、相互に相手国に最恵国待遇を与えるべきこととした。

五 沿岸貿易

英側案は、一方が相手国船舶に対し自国の沿岸貿易を開放するときは、当該相手国も前者の船舶に対してこれを開放すべき旨を規定してゐる。英側は従来から沿岸貿易をすべての外国船に開放してゐるのでこの規定によりわが国も英国船に対し沿岸貿易を認めるべきこととなる^{ところ、}わが国は従来から沿岸貿易は自国船に留保する建前をとつており、この建前を変えることは好ましく

ない次第である。

したがつて日本側対案においては、沿岸貿易は自国船に留保できるが、第三国船に対して開放するときは相手国船に対しても開放すべきこととした。これにより、一方においてわが国は従来どおり、英国船を含むすべての外国船に対し沿岸貿易を認めないことができるのに対し、英側は、従来どおり第三国船に開放している限り、日本船にも引続き開放すべきこととなる。

六 植民地の加入

条約の適用地域に関し、英側案によれば、英植民地については英女王が一方的に逐次その適用を通告する地域に限られている。このため、香港、マレー、英領東西アフリカ等わが国が重大なる通商上の利益を有する植民地につき、必ず本条約が適用されると

の保障がない。しかし条約の規定自体としては、旧日英条約においても同様に規定されており、今回も英側案によるも止むを得ないと考えられるので、日本側対案も英側案どおりとしたが、わが方として、交渉の過程において別途何らかの方法により右のような保障を得るよう努力する必要があると考えられる。

日英通商航海条約案通商条項に関する主要問題点

昭三一、五、一
経済局

一、輸入制限及び関税

(一) 英側案及び従来の経緯に鑑み、英側が輸入制限及び関税に関し最惠国待遇（すなわち輸入については、国際収支上の理由による外相手国に差別的輸入制限を課さない、関税についてはガット税率）の規定に同意するためには、主として左の二点のセーフ・ガードを要求するものと考えられる。

(1) 過当競争の場合に差別的輸入制限又は特別関税を課することを認めること。

(2) 不公正競争に対し、ダンピング防止関税及び相殺関税の他

極秘

4/10

に、特別関税を課することを認めること。

(二) わが方としては、今次交渉において、英側に対し、無条件に最惠国待遇を与えるよう主張することはもち論であるが、従来の経緯に鑑み、英側が右を承諾することは到底予想されない。従つて条約内容の全般的利害得失如何により左のラインにより交渉の妥結を図ることも予め考慮し置くべきものと思われる。

(1) 条約本文には、輸入制限及び関税についてガットと同趣旨の規定（従つて関税については、一般的に最惠国待遇とし、ダンピング防止関税及び相殺関税は認める）を設け、これを原案として交渉する。

(2) 右にて話合がつかない場合は、議定書により、英側は出来

RB'-0668

0064

る限り早期にわが国に対するガット第三十五条援用を撤回することを約せしめこれを条件とし、それまでの暫定期間の措置として、たとえば左記の如き条約本文の例外を設けることを考慮する。ただし右は暫定期間経過後は失効し、条約本文のみが残るとの建前をとる。

(4) 過当競争に対するセーフ・ガードとして、自国産業に対する重大な脅威がある場合に、相手国産品に対し差別的輸入制限を認める。ただし事前の協議義務を設け、輸入制限後の輸入量は過去の実績の一定割合を下廻らないこととする等、ガット第十九条第一項(a)（過当競争に対する無差別輸入制限規定）よりもさらに出来る限り要件を厳格化する他、本規定は英側のみならず、日本側も援用

し得ることとする。

(4) なお関税については、あくまでガット規定を逸脱する如き特別のセーフ・ガードは認めないこととする。

(3) 英側のガット第三十五条援用に対する措置に関しては、わが方は前記のとおり条約はガットと同趣旨の規定を置くことを主張するがその場合、わが方が当初提出すべき条約案から、ガットに掲げられている規定を削除し、一般的にガット規定の優先ないしは適用の規定を置くことによりこれを代替せしめるべしとの見解もあるが、かくては当初より三十五条問題で正面衝突し、条約全般の討議も進まず、又三十五条問題の核心に関する英側の態度又は意向を打診することも出来ないおそれがあり、一方ガットにある条項を日英条約に置いても、双務的な形式となつている限り何らわが方の威信を損ずることにはならないと考えられる。従つて、(一)わが方の当初案文としては、ダンピング防止関税

及び相殺関税(ガット第六条)相手国産品の国内における取扱(ガット第三条)の規定をも置き、ガットにおけるウエイバーを得た場合等をも考慮し、条約のいかなる規定も「ガットにより、要求され又はとくに許される措置をとることを妨げない」との規定を設けることとし、(二)英側との話合の結果、やむを得ず前記(2)によるときは、条約本文において「日英両国の通商関係はすべてガットにより律する」との趣旨の規定を置き、プロトコールにおいて(2)によるセーフガードはこの規定に拘わらずとり得る」とこととする方法も考えられる。

ニ植民地の加入

条約の適用地域に関し、英側案によれば、英植民地については英側が一方的に加入を通告する地域に限られ、従つて香港、シンガポール英領東西アフリカ等わが国が重大な関心を有する植民地が必ず加入するとの保障がない。しかし、条約の規定自体としては、旧日英条約においても同様に規定されており、今回も英側案によるもの止むを得ないと考えられる。しかし、交渉の当初において、英側は植民地の意向をも十分に代表して交渉に臨んでいることを確認する措置を講ずるとともに、要すれば、例えば、主要植民地の加入の見通しがつくまで批准書の交換を待つこと等を考慮することとする。

ニ英連邦特惠

英側案によれば、専ら英連邦諸国アイレ及びビルマの間で与えられており、又は与えられぬ特惠は、日本側は均てんを主張し得ないこととなつてゐる。英側が締結した通商航海条約では、年代により規定方法に相違はあるが、實質的には右と同様であり、さらに、我方として右の例外規定を認めても、右諸国の間の特惠が将来一層拡大されることは、一般情勢よりみて予想されないのみならず、英側はガットにおいて、貨物に関する事項については特惠を拡大し得ないこととなつてゐるので、事実上問題はなかと考えられる。

四原産地虚偽表示

英側案はこれにつき相当詳細な規定を設けているが、我方と

しては、差押えに関する条項され削除すれば、事実上英案を受諾しても差支えまい（もつとも、国内法による救済措置を英側に説明し、これで差支えまいことを確認しておく必要はある。）と考えられるが、これに対し、通商航海条約にかかる先例がないとの理由で反対論があるところ、我方として一方において不公正競争を理由とする特別関税又は輸入制限を認めないのであるから、本規定の如く国内法上認め得る余地のあるものはこれを認めて置く方が適当であると考えられる。

為替制限

英側案は為替管理について一般的な現象を置かない反面、保険金海運運賃等については、特定の場合国際収支の如何を問わずその外貨送金を認めるべき旨の絶対的規定を置いているが、このように貿易外取引の特定事項についてのみ、絶対的規定を置くことは、わが方として受諾し得ない。従つて、わが方対案においてはかかる規定を削除し、為替管理に関し何らの規定も置かない（両国はIMRの当事国であり、事実上差支えない。）案も考えられるが、大蔵省側の要望もあり、為替管理について一般的な規定を置く他、本条約のいかなる規定も、IMRにより要求され、又はとくに許される措置をとることを妨げないとの例外規定を設けることとする。

RB'-0668

0068

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

日英通商航海条約案の主要問題点

昭三十一、五、一
経済局

一、輸入制限及び関税

通商航海条約では、輸入制限及び関税に関し最惠国待遇（すなわち輸入制限については、國際收支上の理由による他相手國に差別的輸入制限を課さない）を規定するのが通例であるが、英側案では、輸入制限についてはこの種規定を全く欠き、従つて相手國に対し自由に差別的制限を課し得ることとなつており、関税については、一般に最惠国待遇を規定しているものの、その例外としてダンピング防止関税及び相殺關係の他、もし輸入品が不正競争の利益を享受していると認められるときは、これに対し特別の

極秘

関税を課し得ることとしている。

これに対し日本案は、輸入制限については、國際收支上の理由による他差別的制限を課さないこと、関税については、一般に最惠国待遇とし、ダンピング防止関税及び相殺關稅の賦課は、ガットにおける同一の要件の下にこれを認めるが、不正競争に関する特別關稅の賦課は認めないこととし、さらに、ガットにおいてウェイバーを得た場合等を考慮し、本条約のいかなる規定も兩國がガット締約國である間は、ガットにおいて要求され又は特に許される措置をとることを妨げないとの規定を置いた。（なお、日英兩國のいずれかがガットの締約國でなくなつた場合は、直ちに本条約の改正の要否につき協議することとした。）

しかしながら、英側のガット第三十五条援用等の経緯にかんが

RB'-0668

0069

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

み、英側が右のような日本案をそのまま承諾することは極めて困難と考えられ、不公正競争に関する特別関税の賦課及び適当競争の場合における差別的対日輸入制限について、これを認めるよう強く主張するであろうことは予想に難くない。したがって我方としては、日本案により詰合がつかない場合、条約内容の全般的利害得失如何により、左のラインにより交渉の妥結を図ることも予め考慮して置くべきものと考えられる。

(1) 条約本文は右の日本案の規定による。

(2) 議定書により、英側ができる限り早期にわが国に対するガット第三十五条援用を撤回することを約せしめ、これを条件とし、それまでの暫定期間の措置として、たとえば左記の如き条約本文の例外を設けることを考慮する。ただし右は暫定期間経過後

は失効し、条約本文のみが残るとの建前をとる。

(イ) 適当競争に対するセーフ・ガードとして、自國産業に対する重大な脅威がある場合に、相手國産品に対する差別的輸入制限を認める。ただし事前の協議義務を設け、輸入制限後の輸入量は過去の実績の一定割合を下廻らないこととする等、出来る限り要件を厳格にし、さらに、本規定は英側のみならず日本側も援用し得ることとする。

(ロ) 関税については、ガット規定を逸脱する如き特別のセーフ・ガードは認めない。

ニ為替管理

英側案は、為替管理について一般的な規定を置かず、従つて相手国に対し差別的な為替制限を行い得ることとしている（もつとも日英両国とも国際通貨基金の加盟国であり、事実上は国際収支上の理由による他原則として制限できない）反面、英側がとくに關心を有する保険金、海上運賃等については、特定の場合その外貨送金を認めるべき旨の規定を置いている。

このように貿易外取引の特定事項についてのみ、国際収支事情の如何を問わず必ず外貨送金を認める規定を置くことは、わが方として受諾し難いところであり、日本案においては、このような規定は削除し、国際収支上の理由による場合に限り過渡的に為替制限を行い得るが、右は事態に照応し、かつ恣意的方法で行つてはならない

との趣旨を規定し、さらに両国が国際通貨基金の加盟国である間はこれに基いて要求され又は特に許される措置をとることを妨げないとの規定をおいた。（なおいずれか一方の国が国際通貨基金の加盟国でなくなつた場合は、直ちに本条約の改正の要否につき協議することとした。）

事業活動

英側案では、相手国の国民及び会社の事業活動について、条約署名時に存在する制限以外は課し得ないこととなつてゐる。しかしわが方としては、日米通商航海条約において、現に制限してゐると否にかかわらず、外国人が公共事業、造船業、運輸業、銀行業及び土地その他の天然資源の開発事業に従事することを制限し得ることと規定しており、右は日英間条約においても留保しておくことが必要である。一方英側植民地についてみれば、わが方として、これら植民地において右業種が第三国に対して開放されている場合は、わが国の国民又は会社に対しても同様に開放されることとすることが得策である。従つて日本案においては、右に掲げる業種を外国人に制限できるが、いずれかの第三国に開放す

るときは、相手国にも開放すべきことと規定した。

海運

海運について英側案は、一般の通商航海条約において規定されている入港、港内の待遇、課金等に関する内国民待遇及び最惠國待遇の規定の他に、世界各地における兩國船舶間の自由競争を妨げる協定を締結又は更新し、若しくは自由競争を妨げる措置をとらない旨の規定を設けている。入港（ただし開港場に限り）、港内の待遇、課金等に関する内国民待遇及び最惠國待遇の規定は日英兩國の加入してゐる多数國間条約にも規定があり、わが方としても、もとより異存ないところであつて、日本案でも同一の規定をおいたが、右のような自由競争に関する規定は、通商航海条約の先例にもなく、又規定自体極めて広く解釈されるおそれがある

のみならず、二国間の条約において締約国と第三国との将来の協定をも拘束することは、内容の可否は別としても、慎重な検討を要する次第であり、この種条項は二国間条約よりもむしろ関係多数国間の条約による方が効果的であるとの見地から日本案ではこれを削除することとした。

五 沿岸貿易

英側案は一方が相手国船舶に対し、自国の沿岸貿易を開放するときは、当該相手国も前者の船舶に対してこれを開放すべき旨を規定している。英側は従来から、沿岸貿易を外国船に開放しているので、本規定によるときは、わが国も英国船に対し沿岸貿易を開放する必要があるが、わが国は従来から沿岸貿易は自国船に留保しており、この趣旨を変更することは極めて困難である。したがって日本案においては、沿岸貿易は自国船に留保できるが、第三国船舶に開放したときは相手国船にも開放すべきこととした。この規定によれば、一方においてわが方は従来どおり自国船留保の趣旨を続けることができるのに対し、英側は従来どおり第三国船に開放している限り、日本船にも引続き開放すべきこととなる。

植民地の加入

条約の適用地域に関し、英側案は、英植民地については英側が一方的に逐次加入通告を行う地域に限っている。このため、香港、シンガポール、英領東西アフリカ等わが国が通商上最も関心を有する植民地に対し、必ず本条約が適用されるとの保証がない。しかし条約の規定自体としては、旧日英条約においても同様に規定されているので、日本案も一応英側案どおりとしたが、わが方としては、交渉の過程において、別途右のような保証を得る措置を講ずる必要がある。

英連邦特惠

英側案は、英連邦諸国、アイレ及びビルマの間で現在与えられており、又は将来与えられることあるべき特惠は、日本側は均てんを主張し得ないこととしている。しかしこの規定は、ガット規定よりも広く、均衡を失するので、日本案では、英連邦諸国間（アイレ及びビルマを含まず）においてすでに与えられている特惠のみこれを認めることとした。もつとも、関税については、ガットにおいて、アイレ及びビルマを含む特惠が認められている。
（前記）に述べたガット規定により、日本案でも認められることなる。

日本案第一条―第十五条の疑問点について

(昭二一八二四)

條一

黒田中務省

―第二条第二項(b) (南西諸島民の取扱)

(1) については、南西諸島は、これに対する施政権がわが国に返還されない限り、本条約の適用地域とすることはできませんが、一方英側植民地は、一方的加入通告主義による限り、いつにても本条約に加入し、適用地域となり得るのであり、加入していいとすれば自らの意思による訳ですから、南西諸島と本条約の適用されない植民地とを同一に取り扱うことが均衡上正しいとはいえないと主張することとできると考えられます。

(2) 日米条約議定書第十三項及び第十四項は、南西諸島民が同条約の適用上日本国民であることを否定したものでなく、むしろ、

極秘

これを裏書したものと解しています。すなわち、日本国民たる以上、わが国が南西諸島民に与える待遇は米国民の均てんする最恵国民待遇の中に入らず、また、米国内も南西諸島民に対し米国内では条約上日本国民に与えるべき待遇を与えるべきものと解しています。わが方としては、最恵国民待遇を同条約適用地域たる日本領域とその他の地域との間の地縁的關係について論ずる場合には、適用地域外の日本領域の住民が日本国民であるにかかわらず、これに与える利益が最恵国民に与える利益であるかのごとく解されるおそれがあるので、とくにこれが例外であることを明記した訳であり、一方南西諸島民が日本国籍を有することについては疑問の余地がないので、これについては明記を要しなかつたとの趣旨で応酬して下さい。さらに、日英条

RB'-0668

0075

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

約では、誤解の余地のないよう、日米条約議定書第十四項に相当する規定は、これを書き改めた旨説明して下さい。

(3) 南西諸島民が米軍政府の証明書を携行して英国に旅行した場合に困難が生ずることは考えられますが、その際は日本政府（在外公館）が日本国民たることを明らかにすれば条約上の利益を享受できると考えます。南西諸島民は、日本政府又は在外公館から旅券の交付を受けることができます。

(4) 議定書において南西諸島民を含む旨明記することは、南西諸島民にも日本の国籍法が適用されることが明白である以上、法的にみて、却つて不適當と考えられます。

(5) 南西諸島民が強制退去を命ぜられた場合については、「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」

の要件を充す限り、これを南西諸島民に適用することは問題ないと考えられます。なお、従来の取り扱いから判断しますと、南西諸島民（特に米軍当局の文書を所持して海外に渡航しているもの）については、日米両国の外交保護権（わが国は在外の国民に対する保護権、米国は施政地域の住民に対する保護権）が競合するという考え方をとっているようです。

ニ 第十二条第一項（不動産に関する待遇）

1、英国との間に不動産取得に関し内国民待遇を規定する以上、他国と最恵国待遇を規定する場合には必ず相互主義（この相互主義という意味は、最恵国待遇を与えることを相互主義にかからせるというのではなく、待遇の内容を相互に均等にするといういみです）を附する必要があることは御指摘のとおりで、御指摘のノルウェーとの条約案は、日英案及び日伊案において内国民待遇を盛り込むと同時に相互主義を附するよう修正を行いました。

2、相手国公益法人による不動産の登記の問題については、わが方としては、本条は公益活動のための不動産取得は認めておらず、又レジデンスの目的のために不動産を取得するのは自然人

のみと考えられるので、本条では登記に関する問題は起らないと考えますが、レジデンスのための取得が自然人以外についても可能であるとの解釈が可能であるとすれば、この点右の解釈を排除し得るよう案文を修正することも考慮すべきものと考えております。

三 第十四条第三項（相手国系内国法人の取扱）

本項の待遇を事業活動に限定したのは、英側が第七条において公益活動については規定していないので、これと趣旨の一貫を図る意図にもよるものです。しかし、そのため一方では御指摘のよう

に第十四条第一項の公益法人設立に関する内国民待遇の規定とは趣旨の一貫を欠く点が生じる訳で、この点については、当方もさらに研究してみるつもりであります。

日本案第一条―第十五条の疑問点
一、第二条第二項(b) (南西諸島民の取扱)

「逐条説明によれば *all nationals of Japan* には
「南西諸島民も含まれる(日米条約と同じ)」となつて
いますか

(1) 英国民については英領の市民であつても 第三十四条
で適用されない地域の市民は除いていますから、日本
国民についても 議定書で適用を除外されている
南西諸島に在住する人民は含まれないと 鮮する
のが文理の均衡上正しいと 考えられ、 (英国はマヌ
カットオランダとの通商航海条約第一条(1)(2)では英国
側について適用地域と適用国民とを區別してありますが
これはわれわれとして採らざるところだつたと記憶します)

在外公館

(2) 日米条約議定書第十四項では 最惠国待遇の
例外として南西諸島民を挙げており、同議定書第十
三項と併せ読めば、南西諸島民は 日米条約の対象外
と 鮮せざるを得ず、

(3) また、實際問題として、日本国政府の発給する
日本国旅券を所持せず、沖縄米軍政府等の発給す
る身分証明書等を所持する沖縄人に対して 日英通
商航海条約上の待遇を 英地方官憲に要求するこ
とは無理と 考えられます。

しかし、もし政治的理由その他により、是非この際沖
縄人を日本国民の中に含めたいといふのであれば、

(1) 「日本国民の中には南西諸島民を含む」旨を英
国側に特に納得せしめ、これを尤くとも 議定書の中に

在外公館

RB'-0668

0078

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

明記する必要があると考えられ、

(2) また、南西諸島民に日本国民並の待遇を要求する以上は、条約上の問題ではあうませんが、その南西諸島民が、英国又はその植民地から強制退去を命ぜられたり、貧乏窮のため日本又は沖縄への帰国を希望した場合に、「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」を適用してこれを送還する等、日本政府としてこれらの南西諸島民に関して責任をとれるようにしておく必要があると思ひますが、この種の法律上の恩恵を南西諸島民に適用することについて関係者にも了解を取りつけおくことが必要ではないかと了解されます。

二、第十二条第二項（不動産に関する待遇）

在外公館

一、本項の内、国民待遇につき、若しわが国が日本人の土地取得等を制限している英国以外の国との間で不動産の取得等に関し、最恵国待遇をよえ合つた場合（現在交渉中の日諾通商航海条約案第二条）では最恵国待遇となっており、これはイールズが日本人の土地取得等を制限しているかどうかをあまり問題にせぬに書かれたものかと思ひますが、仮にノールズが制限している場合、その国民は最恵国待遇により、英国国民並の内国民待遇を得られることとなり、外国人土地法第二条の相互主義を発動する余地がなくなりますが、法務省はこの点をどう考へているのでしょうか。英国との関係でこういう内国民待遇を期待する以上、他の国に与える最恵国待遇は再検討を要するのではないかと思われます。

在外公館

2. また本項の待遇を相手国の公益法人に与える場合、相手国の公益法人は不動産の登記をその名で行うことはできませ
んが、これを内国民待遇の違反ではないと説明することはどう
考えてみてもうまくゆかないように思われますので（公益法人の
活動は本条約で保障されていないと説明するにしてもレジ
デンスのためという目的は残る余地があり、また登記の要件
として日本法人となることを附を要求することは非常に過重
な要件と思われる）、將來に紛争の種を残さないよ
うにするため、この点は正直に、公益法人が不動産を取得
する場合には日本法人になることを要する旨を議定書
等に明記する方がよいのではないかと思われます。

三、第十四条 第三項（相手国系内国法人の取扱）
本項の待遇を事業活動に関する事項だけに限定し

在外公館

ますと、営利会社はそれではないのですが、反対解釈として、英系
日本公益法人はその活動につき日本においてなんらの待遇保
障も得られないように解せられ、本条第二項で認められた英
又は法人の日本法人設立に關する待遇保障も六五文に歸する
恐れがあり、また英国公益法人が日本で活動したいのなら
（殊に不動産等）を取得して本活動に活動したいのなら）日
本の公益法人となるべしとするわけが方のかねての主張とも
矛盾してゐるのではないかと考えられます。従つてここは
やはり英系通うにしておりた方がよいのではないかと、それ
でも別に不都合はないのではないかと思われます。

在外公館

RB'-0668

0080

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

昭三ニニニ
四
経

日英通商航海条約案の問題点

(条文数はワーキング・ペーパーによる)

前文

政府を締結当事者とするにとしたのに伴い、前文中に全権名を記載することを避け、最終条項に修正を加えることとし新案文は英側より提示あるはず。

第一条(適用地域)

植民地適用条項(第三十四条)に関連するも、本条自体としては、とくに問題なし。

第二条(定義)

極秘

1、国民 南西諸島民が日本国民に入るかについて双方見解一致せず

2、船舶 1 所有者に関する要件を付加することに英側反対
2 軍艦に言及することに英側反対

3、会社 本店の所在を要件とすることに英側反対

第三条(入国等)

実質的にはとくに問題なし。新案文英側より提示のはず。

第四条(国民の活動)

制限業種についてはなお実質的討議に入らず。

第四条(日案第五条)(社会保障)

英側は規定を詳細化するか又は別個二国間協定によることを希望。わが方は原案よりも詳細化するのであればむしろ削除方訓令ずみ。

RB'-0668

0081

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第五条（軍事的義務）

- 1、戦時に適用することに英側反対
- 2、強制労働を加えることにわが方反対

第六条（良心信教の自由）

表現上問題あり。英側より新案文提示あるはず。

第七条（会社の活動）

- 1、制限業種については趣旨説明せるのみ。実質的討議に入らず。
- 2、外国人保険事業者法に関する例外規定は、日本側の意図するところをカバーせしめるためからみても表現上広すぎるこの英側反論の他、かかる例外を置くこと自体英側反対。（第八条の項参照）

第八条（保険業）

わが方の削除要求に対し、英側は固執している。

（わが方として、第一項は問題ないが、第二項はわが国外国人保険業者法に抵触し、第三項は好ましくない。）

第九条（身体財産の保護）

通訳に関する規定につき、日英両国の法制上の相違に基づく問題あり。その他表現上若干の問題あり。

第十条（人税）

- 1、法人税に関するリクワイヤメントについて待遇保障規定を置くことにわが方反対。（日米条約規定とも関連する。）
- 2、法定主義を明記することにわが方反対。
- 3、相互主義に基づく特定の利益を例外とすることは広さにすぎるとの英側反論あり。
- 4、パーソナルアローワンスに関する例外を設けることにつきわが方反対。

RB'-0668

0082

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

第十一条（住居、事務所の不可侵）

問題なし。

第十二条（財産の取得処分）

- 1、不動産の取得に関する最惠国待遇を置くことにわが方反対。
- 2、動産の範囲（無体財産の取扱）につきなお一致しない点あり。
- 3、英側における船舶取得の例外につき、なお一致しない点あり。

第十三条（代理）

事実上問題なきも、英側より新案文提示のはず。

第十四条（相手国会社の設立等）

- 1、事業活動のみならず、公益活動も含まれるか否かについて英側の第七条における公益活動削除の理由を聴取の上、検討することとしている。

- 2、商業会議所の設立等に関する規定を置くことにわが方反対。

- 3、英側より本条新案文の提示あるはず。

第十五条（財産徴収）

- 1、補償の性質につき、その表現になお一致しない点あり。

第十五条（日本案第十六条）（為替管理）

英側は両国間にIMF関係がある以上規定を要せずと反論。

第十六条（関税、輸出入に関する国民及び会社の待遇）

実質的討議に入らざるも、事実上問題ない。

第十七条（関税輸出入に関する產品の待遇）

- 1、わが方の輸出入手続に関する規定輸入要求に英側反対。
（立入った討議に入らず）
- 2、表現上若干問題あり。

第十八条（特殊関税）

- 1、ダンピング税、相殺関税賦課の要件につき、英側は「国内産業保護上の必要」なる要件を設けることに反対。
- 2、不公正競争利益に対する特殊関税規定に我方反対。（英国の新ダンピング法によるも、かかる特殊関税の規定なく、したがって英側は本条約に規定を設けるも、国内法制上これを発動できないから、本件に関し英側が最後まで固執するか否か疑問。）
- 3、表現上の問題あり（我方はガットの表現を主張）

第十九条及び第二十条（輸出入制限）

- 1、英側は輸入制限に関する規定を設けることに反対。（本件は立入った討議に入らず。）
- 2、表現上の問題あり。

第二十一条（貨物の国内における取扱）

表現上異論があるが、実質的にはとくに問題ない。

第二十二条（工業所有権）

我方は専ら国際条約によることとし、削除方主張。

第二十三条（海運）

- 1、海運の自由競争に関する英側規定に我方反対。
- 2、運賃に関する為替条項の削除方我方主張。
- 3、制限業種規定と関連する問題あり。
- 4、入港等の保障を開港場に限定することにつき英側なお同意しおらず。

第二十四条（沿岸貿易及び内水航行）

- 1、沿岸貿易の留保につき、英側は積極的相互主義を主張、我方

全面的留保（ただし最恵国待遇は存置）を主張。

2、通し船荷証券、通し切符による輸送につき、英側は旧日英条約のとおり、条約上の保障要求。我方は行政取極を主張。

第二十五条（海難）

軍艦についても保障することに英側反対。

第二十六条（商業旅行者等）

問題なし。

第二十七条（通過）

通過の自由を制限できる場合を英側は極めて広くすることを希望し、日本側は国際条約並とすることを主張。

第二十八条（国際条約の適用）

英側は本条を自ら削除方考慮中。

第二十九条（商事仲裁）

わが方は日米条約と同趣旨の規定を置くことを主張

第三十条（原産地虚偽表示）

わが方は全面的削除を主張。（実質的には二、三の点を除き、英側案の規定はわが国国内法上も実行しているが、貿易関係主要条項につき立入った論議に入っていない現段階では、我方として態度変更し得ず。）

第三十一条（領事条項）

我方は当初全面削除を希望せるも、第二次案として相互主義に基く最恵国待遇規定を提案するよう訓令済み。

第三十一条（最恵国待遇条項）

国民及び会社に対する待遇選択規定は、我方案で削除しているが、各条の案文の見通しを得たとき再検討の要あり。

第三十二条（一般例外）

- 1、旧領土出身者に関する例外規定につき、英側は表現広きにすぎると主張
- 2、南西諸島に関する例外規定については英側とくに意見述べず。
- 3、英特恵につき我方は現行特恵に限ることを主張。英側は実際問題として不可能なる旨反論。なお表現上の問題もあり。
- 4、セキュリティ上の理由による例外につき、英側は広きに過ぎると反対。
- 5、原子力に関する例外の表現につき英側新案提示のはず。

6、外資導入制限規定に英側反対。

7、工業所有権に関し、第二十二条に関連し、これが本条約の規定外であることに英側反対。

8、金銀に関する例外規定を置くことに英側反対。

9、第三国支配の会社に関する例外規定につき、英側は好ましからずと主張。

10、政治活動に関する例外規定に英側反対。

11、肉類漁業産品に関する例外規定につき英側不要を主張。

12、制限業種に関する規定につき、英側広きにすぎると反対。

13、ガット及びIMFとの関連に関する規定につき英側反対（立入った討議に入らず。）

第三十三条（解釈適用に関する紛争）

RB'-0668

0086

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

問題なし。

第三十四条（植民地への適用）

我方は主要植民地の加入確保の保証要求。英側はこれに反対。
留保付一方的加入方式を主張。

第三十五条（最終条項）

前文の修正に伴う本条の修正のため、英側より新案文提示の
ず。

日英通商航海条約各条問題点
（条文数はワーキング・ペーパーによる）
三三ー〇ハ
経ス誤
（注）（○問題なきことを示す）
（×問題の程度を示す）

条 文	規 定 事 項	問 題 点
◎協定本文 前 文	締結者	○ 問題なし（新案文英側にて準備中）。
第 一 条	適用地域	○ 案文自体には問題なし、但し植民地加入条項（第三十四條）との関連あり。
第 二 条	定義（領域、国民、船舶及び会社）	××× 国民（南西諸島民を含めるか否か）、船舶（所有権の要件を付するか否か）、会社（本店の所在地を要件とするか否か、法制上の問題を含む）。

極
秘

第三 条	第四 条	第五 条	第六 条	第七 条	第八 条	第九 条
入国、居住、旅行 出国及び国民の活 動（含制限業種）	社会保障	強制兵役等	良心、信仰の自由	会社 の活動	保険事業	身体、財産の保護
× ×	○	× ×	×	× ×	× ×	×
技術的な問題あるも、実質 問題なし。	日本側削除に同意済。	英側は戦時に本条全体の適 用の停止を主張している。 （第三十二条二項の一般例 外規定と関連）。	主として字句上の問題のみ	制限業種の問題（第三十二 条五項）及び外国保険事業 （第八条）の問題あり。	削除（英案は、外国保険事 業者法に抵触する）。	裁判の通訳及び翻訳の問題 あり。

第十 条	第十一 条	第十二 条
内国課税（国民及 び会社）	住所、事務所の不 可侵	財産の取得及び処 分
× ×	○	× ×
特に会社法、税法等法制上 の差違に基く問題多し。	双方同意。	不動産取得の最恵国待遇及 び取得目的の限定（住居及 び事業活動に限るか否か） の問題、本条の動産に無体 財産権を含めるか否かの問 題等あり。

RB'-0668



第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条
代理 新会社の設立及び 相手国会社への参 加	財産収用 為替管理	関税事項の内国民 最恵国待遇（国民 及び会社） 関税、賦課方法、 規則の最恵国待遇 （貨物）		
○問題なし。	×	×	○	×
制限業務の問題、待遇の範 囲（事業活動に限定するか） 及び商工会議所設立の規定等 を挿入するか否かの問題等 あり。	英側検討未了。	英案に規定なし（英側は両 国がIMFの当事国故規定 の要なし、規定を設けると すれば、その書き方は著る しく複雑、困難なりと主張 している）。	問題なし。	規定方法上の問題あり。

第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条
相殺関税、ダン ピング関税、不 公正競争関税	輸出（入）の禁止 制限の無差別待遇	IMFで認められ た為替制限に基 く差別的輸出（入） 制限	輸入貨物の国内に おける取扱
×	×	×	×
相殺関税を最恵国待遇 の例外たる旨明示すべ きか等相殺及びダンピ ング関税の問題、不正競争 関税の問題、認めめるか否かの 問題等がある。	英側は輸入の最恵国待 遇規定を設けることに 反対している。他、表現 上の問題多し。	削除（日本案では第十 九条に組入れた、但し 英案は輸出制限の場合 のみ規定している）	規定をガット通りとす るか否かの問題あり。

第二十二條	工業所有權	×	×	×	削除（日本案は國際條約による建前で本條約の對象外としたが、英側は本條で規定することを主張している）。
第二十三條	航海、海運の自由	×	×	×	制限的、海運協定及び海運の自由を妨げる措置の排除、海運に伴う送金制限の排除の問題、開港場制、移民輸送、海運会社の支店設置規定等の問題あり。

第三十條	商事仲裁	×	×	英側は、条約先例にないこと、規定の意味が曖昧なること、兩國共一九二七年の仲裁判斷、条約の當事國なること（但し、香港、シンガポールに適用なし）等の理由で挿入に反対している。
第三十一條	最惠國待遇、内國民待遇の包括規定	○		若干表現上の問題あるべし。
第三十二條	一般例外	×	×	×
1、 (a)	平和条約第二條及び第三條の除外	×	×	朝鮮人及び台灣人に將來与うことあるべき待遇まで除外することにつき英側反対。
(b)	英連邦特惠の除外	×	×	英側は、条約署名時の特惠に限定することに反対して、いる他、アイランド、ピルマを含めるか否か等の問題あり。

7、	二重課税防止協定の除外	○	削除（英側も、日本案と同様に移した）。
7、	IMF及びガットとの関係	×××	英側は、本項も最も重要なポリシイマターなりとして討議を持ち越した。
第三十三條	紛争の解決	○	双方問題なし。
第三十四條	植民地の加入	×××	植民地加入方式につき日本側は最も大きな重点を置いていない。詳細な討議は行
第三十五條	効力条項	○	若干字句修正を要す。

	(c)	(d)	(d)''	(d)'''					
海底電線、石油事業の除外	○								
金、銀輸入の除外	○								
第三国人又は第三国会社により支配された会社の除外			×	×	×	×			
政治活動の除外			×	×					
内国漁業の除外	○								
制限業種の除外			×	×	×	×			
テレビジョン・プログラム提供の除外	○								

削除（但し日本案は、5で制限業種規定に一括して規定）。	英側特に意見を述べず。	英側は、プリンスブルの問題として受諾し得ずと主張している（会社の定義と関連）。	英側は、表現が漠然としており、思わざる結果を生ずる恐れありとして削除を主張している。	日本側は削除に同意済。	英側は、最も重要なポリシイマターなりとして討議を持ち越した。	双方異議なし。
-----------------------------	-------------	---	--	-------------	--------------------------------	---------

◎ 英側第二交換公文	
トンドと北アイルランドは別個の領域と看做す	土地所有と会社設立要件の例外
×	日本側は議定書に移すことを示唆。

◎ 議定書	
1、(第一条)	南西諸島への適用除外
2、(第三条)	査証相互免除の除外
3、(第四条)	弁理士に関する相互主義
4、(第十二条)	旧株取得制限
5、(第二十七条)	スターリング地域輸出產品の英領域通過の許可条件
6、	賠償の除外
◎ 英側第一交換公文	入国、居住事項につきグレートブリ
○	×
○	○
×	×
×	×
○	○
双方問題なし。	英側は内容に異議なきも、条約先例にないからとの理由で削除を要求している。
英本国では事実上禁止であるため問題あり。	日本側削除に同意済。
英案第二十七条(通過)の規定をそのまま移したものの。	日本側より削除方申出済なるも、英側は削除理由につき疑義を表明している。
異議なし。	

第十條(内口課税)の第三項及び第四項の内政条(抄)

第二項は、口民及び会社に対する税額及び課税要件に關する内口民待遇と規定し、租税に關する内口民待遇の大原則を定め、ものである。

第三項は、第二項に対し、事業利益に対する税額と、この限定的事項については非居住者たる相手口の口民及び会社に対し、居住者たる自口民及び会社と同等に扱ふことと規定するものである。

第二項の分類

(1) 口民

口民については、本項は、税額及び課税要件に關し、次の比較において内口民待遇と異なることとなるが、何ら同點はない。

居住者たる口口民 — 居住者たる非口口民
非居住者たる口口民 — 非居住者たる非口口民

(2) 会社

会社については、本項は、税額及び課税要件に關し、次の比較において内口民待遇と異なることとなるが、同點が多い。

(イ) 日本サイド	
① 日本K平店を 有する日本会社	② 日本K平店を 有する英口会社
X	
③ 日本K平店の ない日本会社 (不存)	④ 日本K平店の ない英口会社 (不存)
X	
わが口の複法上は、会社を日本K平店のあるもの(内口法人) と日本K平店のないもの(外口法人)とに区分し、課税上の取 扱を異にする建前があるが、わが口会社法の建前上 ① K 比較するべし、② 及び ③ K 比較するべし、④ は 天々存在し ない。	
従って、本項の規定は、日本サイドにおいて 英口会社 K 対 する待遇保障として何らワークしないことになる。	

外務省

(ロ) 英口サイド	
① 英口K C、M、Cの ある英口会社	② 英口K C、M、Cの ある日本会社 (不存)
X	
③ 英口K C、M、Cの ない英口会社	④ 英口K C、M、Cの ない日本会社
X	
英側の複法上は、居住会社と非居住会社の別により課税上 の取扱を異にし、したが、会社の居住性は、当該会社の甲配 の会費及び管理 (Central manage and control) が英口の法人 にあるかどうかにより決定される。日本会社は、わが口の 会社法の建前上 C、M、C が英口にある日本会社 (ロ) は存在 しないので、本項は ① K ② K を比較する場合しかワークしな い。	

外務省

三、第三項の分類	
(1) 口民	
口民については、本項は、事業利益に対する税額に限り、次の比較の内口民待遇と与えることを規定している。	
日本サイド	居住者 日本口民 (非居住者 日本口民)
英ロサイド	居住者 英ロ口民 (非居住者 英ロ口民)
英ロサイド	
(非居住者 英ロ口民)	
(居住者 日本口民)	
非居住者 日本口民	

外務省

三、第三項の分類	
(1) 口民	
口民については、本項は、事業利益に対する税額に限り、次の比較の内口民待遇と与えることを規定している。	
日本サイド	居住者 日本口民 (非居住者 日本口民)
英ロサイド	居住者 英ロ口民 (非居住者 英ロ口民)
英ロサイド	
(非居住者 英ロ口民)	
(居住者 日本口民)	
非居住者 日本口民	

外務省

いづれ、税額、課税要件の双方について内口法人(㊦)と同等
の待遇と与える建前である(但し配当所得に対する源泉徴収
額の法人税からの控除を認めない事などの差別あり、法人税
法十条但書参照)。

外務省

(㊦) 英口サイド

① 英口K.C.M.C.の
ある英口会社

② 英口K.C.M.C.の
ある日本会社
(不詳)

③ 英口K.C.M.C.の
ない英口会社

④ 英口K.C.M.C.の
ない日本会社

英口税法上は、英口税定の通り、英口K.C.M.C.の無い日本
会社(㊦)日本会社は全部㊦である(㊦)は、事業利益に対する
税額に限って内口法人待遇とを享受することとなる。

外務省

(3) 会社の支ける待遇									
(1) 日本会社の支ける待遇									
1. 居住者たる英口会社と同等の待遇は全く支けらるゝ。									
2. 税額及び課税要件の双方について非居住者たる英口会社並の待遇を支け得る。									
3. 事業利得に対する税額のみについては居住者たる英口会社並の待遇を支け得る。									
(2) 英口会社の支ける待遇									
1. 規定上は、3.を除く内口法人並の待遇は支け得る。									
2. 且英口待遇各項より日本に事業を有する英口会社は税額及び課税要件について内口法人並待遇を支け得る(日本条約十一条一)。									

外務省

2. 日本に事業のよい英口会社については全く待遇保障がない。									
3. 規定上 事業利得に対する税額のみについては内口法人並の待遇を支け得る。									

外務省

計 412 代位和付 日外「及和支」の破口 日外人親
由 計「一」号「日」外「及和支」の破口 日外人親
引 日外「及和支」の破口 日外人親

[illegible]

② 有制鉄 ③ 有制鉄 ④ 有制鉄 ⑤ 有制鉄 ⑥ 有制鉄 ⑦ 有制鉄 ⑧ 有制鉄 ⑨ 有制鉄 ⑩ 有制鉄 ⑪ 有制鉄 ⑫ 有制鉄 ⑬ 有制鉄 ⑭ 有制鉄 ⑮ 有制鉄 ⑯ 有制鉄 ⑰ 有制鉄 ⑱ 有制鉄 ⑲ 有制鉄 ⑳ 有制鉄 ㉑ 有制鉄 ㉒ 有制鉄 ㉓ 有制鉄 ㉔ 有制鉄 ㉕ 有制鉄 ㉖ 有制鉄 ㉗ 有制鉄 ㉘ 有制鉄 ㉙ 有制鉄 ㉚ 有制鉄 ㉛ 有制鉄 ㉜ 有制鉄 ㉝ 有制鉄 ㉞ 有制鉄 ㉟ 有制鉄 ㊱ 有制鉄 ㊲ 有制鉄 ㊳ 有制鉄 ㊴ 有制鉄 ㊵ 有制鉄 ㊶ 有制鉄 ㊷ 有制鉄 ㊸ 有制鉄 ㊹ 有制鉄 ㊺ 有制鉄 ㊻ 有制鉄 ㊼ 有制鉄 ㊽ 有制鉄 ㊾ 有制鉄 ㊿ 有制鉄

[illegible]

外務省

○ 英口人居住者 - 日本入居住者
× " 非居住者 - " 非居住者
○ " 居住者 - " "
○ " 非居住者 - " 居住者

居住者の場合
非居住者の場合

英口民に与えられる税法上の personal allowance は

非居住者より日本口民に与えられる

Income Tax Act § 237 非居住者たる B. subjects 及び

§ 374 ラット人に対する personal allowance を認める。

一般方針 (英口人のフランスに居住する者が 英口に £1000、フランスに £2000 の

所得があるときは £3000 の所得に対する personal allowance
の $\frac{1}{3}$ に相当する allowance が認められる)

日本十一条五(ロ)

accord to its own nationals and to residents of
contiguous countries

外務省

相互主義に基づき特定の利益と与える権利

所得税法 三 ② (非課税法人)

法人税法 四 5 (")

" 五 ⑧ (公益法人等の非収益
事業所得の非課税)

外口船舶の所得等免除に関する法律

ロヤリテ 最上 15% ceiling

外務省

RB'-0668

0100

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

法人税額

内口法人

外口法人の事業
と有するもの

各事業年度の所得のうち

百万円以下 35%

百万円以上 40% (法一七)

所得税は控除 (法一〇)

外口法人の事業と有しないもの 法人税非課税 (法五の四)

但し グロスインカムに對し 20%の源泉徴収 (法一七)

外務省

Income Tax Act

Schedule A income from ownership of land,

buildings and other hereditaments;

" B income from the occupation of land;

" C interests on certain Government securities;

" D profit of trade, businesses and profession;

" E income from an office, employment or pension.

外務省

RB'-0668

0101

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

3. (1) 日本法上の居住性の概念

(2) 英口法上の居住性

所得税法上定義なし (Income Tax Act 1952)

判例法による

会社の住所とは central management and control

が行われるところ (具体的には重役が会社を管理するところ)

したがって会社の registered office とは必ずしも一致せず

① 英口で登録し、登録に伴う administrative duties を遂行しても非居住者となる場合あり

② 外口会社でも重役が英口で常駐するものはその事業が全く外口のみである場合でも居住者となる場合がある

③ 株式会社として居住会社が保有している子会社でもその manage and control が口外で行われる場合は非居住者となる

東京銀行ロンドン支店はその manage and control が東京で行われることから居住者とはならない

外務省

4. 日本税法上の問題点

内口法人 有事業 無事業

		外口法人	
		有事業	無事業
所-②	2. 口債、地方債、債券の利息	収入の20% (控除)	収入の20%
	3. 預金利息、信託利益	収入の20% (控除)	収入の20%
	4. 配当	収入の20% (控除)	収入の20%
	6. ロイヤリティ	収入の20% (控除)	収入の20%
	7. 貸付金利息	収入の35%	収入の35%
	8. 不動産賃貸料	収入の40%	収入の40%
	9. 資産管理料等	収入の40%	収入の40%
	1. その他の在日事業又は資産	非課税	非課税
5. その他の所得		非課税	非課税

所-② 2, 3, 4
内口法人 利息、配当につき 20% 源泉徴収され (所-② ① 内口法人に關する特別税率 [所-③ ① に対するもの]、後に法人税から控除される (法-① ④ ⑤)。
所-② 2, 3, 4
外口法人 利息、配当の他、ロイヤリティ、貸付金利息、不動産賃貸料等につき 20% 源泉徴収され (所-② ②)。

法-⑤ ④
(1) 日本に事業のあるときは、その価額に課税される (法-① ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨)。
(2) 日本に事業のあるときは、後に法人税から控除されるが配当 (所-② ④) のみは控除を認めない (法-① ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨)。

more onerous requirements
より厳しい
但し 日本に支店、出張所、事務所又は小売店等をもつて一定の要件を満たせば、ロイヤリティ、貸付金利息等 (所-② 6, 7, 8, 9) の所得につき内口法人並に源泉徴収しない (法-① ④)。
外務省

RB'-0668

0102

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

	所得税(源泉徴収)	法人税	所得税の法人税からの控除
内国法人	利息配当	全所得	認めらる
外国法人の事業 のあるもの	利息配当(所-②, ③, ④) 口外法人、貸付金利息 (所-② 6, 7, 8, 9)	資産又は事業 の所得	認めらる、但し 配当を除く(注+)
	源泉徴収免除(所+八四)		
外国法人の事業 のないもの	利息配当(所-② 2, 3, 4) 口外法人、貸付金利息 (所-② 6, 7, 8, 9)	(非課税)	(認めらる)

外務省

1. 法人の種類
- (1) 内国法人 所-④ 施行地域内に本店のあるもの
 - (2) 外国法人 所-⑤ “ “ のないもの
 - (3) 法人でない社團又は財団で法人と看做されるもの
- 所-④

2. 法人の課税と待遇比較

実質上は非居住者と見られるが法人としての実態

居住者たる日本会社 = 居住者たる英口会社
 所 (内国法人) 所 所得税法一八②
 ④ (外口法人たる日本会社
 業を有するもの)

非居住者たる日本会社 = 非居住者たる英口会社
 税法(商法) 所
 (居住しない) ④ (外口法人たる日本会社
 業を有しないもの)

居住者たる英口会社 (manage and control が英口内にありもの) = 居住者たる日本会社 (実質上は manage and control が英口内にありもの) ^{Subsidiary manage and control が英口内にありもの (現地法人)}

居住者たる英口会社 = 非居住者たる日本会社

外務省

RB'-0668

0103

総局長

1. 英案2. は何と何と比較するにふさわしいか (in the same circumstances と 何と何と) (v)

(A) 口氏 -

課税範囲

居住者たる日本口氏と 居住者たる英口氏 (日本内外と 源泉と) (全所得)

非居住者たる日本口氏と 非居住者たる英口氏 (日本と 源泉と) (所得)

(B) 会社 -

(日本側) 日本に事業を有する日本会社と 日本に事業を有する英口会社

日本に事業を有する日本会社と 日本に事業を有する英口会社
不特定

◎ 日本に事業を有する日本会社と 日本に事業を有する英口会社

日本に事業を有する日本会社と 日本に事業を有する英口会社
日本に事業を有する 非課税

(英側)

c.m.c. が英口にある英口会社と c.m.c. が英口にある日本会社

◎ c.m.c. が英口にある英口会社と c.m.c. が英口にある日本会社
日本に事業を有する

c.m.c. control management control

外務省

2. 英案3. は何と何と比較するにふさわしいか

profit attributable to their business

(A) 口氏 -

非居住者たる英口氏と 居住者たる日本口氏

(B) 会社 -

(日本側) 非居住者たる英口会社と 居住者たる日本会社
外国に事業を有する 日本に事業を有する

(英側) 非居住者たる日本会社と 居住者たる英口会社

c.m.c. が
日本に事業を有する (日本に事業を有する)
c.m.c. が
英口に事業を有する (英口に事業を有する)

外務省

RB'-0668

0104

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

居住者

課税所得 日本内外に源泉と

する所得

所得申告 2.16 - 3.15

控除 扶養控除 (1人5万円、2人7.5万円、3人10万円、4人以上1.5万円加算)

基本控除 (93万円)

源泉徴収 利子、配当 (所37) 20%

給与所得 (所38)

退職所得 (所38の2)

所得の種類 (所9の - から +)

一 利子所得

二 配当

三 不動産

四 事業

五 給与

六 退職

七 山林

八 譲渡

九 一時

十 雑

外務省

所得税法施行規則 13条の5

証明書交付申請書

1 名称、住所所在地

2 名称の名称、住所所在地、代表者の氏名

3 1.の申告年月日

4 (1)の名称、住所所在地

5 (現在の事業の概要)

6 源泉、給与の適用に及ぼす所得の種類、及び申告の氏名、住所、etc.

五、六の住所、所得の種類、及び申告の氏名、住所、etc.

7 証明書の交付

8 その他

外務省

RB'-0668

0105

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

法施行地域内に本店のある会社（内国法人） ----- 居住者

法施行地域内に本店のない会社（外国法人） ----- 非居住者

(a) 事業のないもの

(b) 事業のあるもの ----- 居住者（内国法人）並とする

manage and control が英国内にある会社（英国内会社） ----- 居住者

manage and control が英国内にない会社（英国内会社
日本会社
第三国会社） ----- 非居住者

外務省

非居住者

課税所得 ----- ② 資産又は事業（但し二九）

一 利子
二 利子
三 配当

四 給与

五 口外利子

六 貸付金利息

七 不動産

八 資産提供対価

源泉徴収 ----- 二九 五 二〇%

申告

○ 事業を営む非居住者：----- 日本と源泉とする所得は、一乃至九に該当する

る所得の総額の申告

○ 資産（一）又は不動産（八）に該当するが事業を営まない非居住者：-----

日本と源泉とする当該所得について申告を要す（他の所得については申告不要）

○ その他の非居住者（一又は八の所得のないもの）：-----

申告不要

外務省

RB'-0668

0106

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

日英条約問題点

三四 一、一三 (後宮は案)

(一) 第二条 会社の定義につき、英国側は、(一) 第三国系英国籍会社をも英国籍会社として取扱うことをわが方が認めることを条件として(日米方式の逆になる)(二) 日本に本店を有する英国籍会社をわが方が認めることを主張せずとの妥協案を示唆しおる処サイドレター等により右(一)の点を留保した上英案通り条約本文より本店所在条件を落すこととし、更に日米条約と離れ右(一)の点に関しわが方が譲歩することは如何

三、 第五条 近代戦等の傾向にかんがみ、国家非常時の場合は強制兵役以外の非常時勤務についてはこれに服務することを同意す

大英政府は、
も英政府は、
私利を生ずることは
許さず

⑤ 所得税

居住者 無制限納税義務 所一①

非居住者 制限 〃 所一③

内口法人 利子、配当 所一④

外口法人 利子、配当 (2, 3, 4) 所一④

ロイヤリ等 (6, 7, 8, 9)

⑥ 法人税

内口法人 全所得 法一① - 法二

外口法人

{ 事業のあるもの 所得は事業所得 法一① = 法二

{ 事業のないもの 非課税 法五④

外務省

RB'-0668

0107

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ることは如何

三、第十二条

○(イ)財産権取得につき英案にならない、不動産取得についても取得目的を限定しないことにすること如何

○(ロ)外国籍の公益法人についてはわが国法上、法廷出場権のみを認められており、一般の権利能力も行為能力も認められていないとの立前なる趣なる処、この伝統的解釈の当否の問題あり、又、もし右解釈を維持するとせば、外国公益法人については単に不動産取得を留保するのみでは不十分でないか。権利能力一般を留保する要あり

○(ハ)工業所有権等の除外を留保することは、英国が強硬に反対し

ているが、最後の場合は優先権の主張のみを最恵国待遇の範囲から除外する案は如何

四、第十四条

(イ)会社の組織等に関し、会社にあたる最恵国待遇の範囲は事業活動に限らず、英案の如くすべての点に拡げる方が合理的なりと思われるが如何

(ロ)商工会議所等に関する規定は内国民待遇ならば呑めるのであるか

三、第十五条 為替管理の規定はユーゴ条約案の例もあり英案に歩みより、削除し、別にIMFを遵守する規定に譲ることとし、これとの関係で国際収支保護措置の自由に関する規定第十九条

ノ二項は日米条約方式にすることの可否

六 第二十三条

(イ) 海運条項に関し海運収入の送金問題については日諸条約程度の案文なら挿入してもよいのではないか

(ロ) 積取制限禁止条項についても、フィリピン等に対しては当方より要求しておることでもあり、トーン・ダウンした形で交換公文等で挿入しては如何

七 第二十四条

(イ) 沿岸航行についてはわが方原案を維持する代りに、わが方も先方の沿岸航行に参加することを自制する旨コミットしては如何

(ロ) 「通し船荷証券」の問題については、条約テキストは英案とし、別に日本については日諸議定書方式で行くことを別途留保しては如何

ハ 第二十八条の交通に関する一九二一年バルセロナ条約等三条約の規定遵守に関する条項は、右三条約のうち、わが国も加盟国であるものは一九二三年の海港の国際制度に関する条約のみである現状にかんがみ、妥当か否か

ニ 第三十一条 領事条約締結の約束と右締結に至るまでの領事の権限の現状維持の約束は妥当か

以上

「第十五条（財産収容）「Prompt, adequate an effective compensation」といふ英案の表現は、日米条約六条三項に比較しても特に強みならず、況や日米条約は十二条三項において、その外貨送金まで保証していることと対比すれば、英案のまま呑んでも差支えないのではないか。

「第十六条（人に対する関税上の最恵国待遇）この項では英案に於いても当初から all rules and formalities in connection with importation and exportation の句が挿入してゐるのは如何なる意圖によるや

「第二十六条（船舶旅行者）、第二十八条（バルセロナ条約）、二国間条約の中でわが國の加盟してゐる多数国条約の遵守につ

いて言及する場合、当該多数国間条約から一方が脱退した場合又は多数国間条約自体が改正された場合のことを規定し置く要なきや。又、規定なき場合は前述の事案が起つた場合の法律關係はどうなるか。

又、第二十六条の如く多数国間条約の規定内容の一部分につき二国間で遵守を約束する形式の適否如何。

第二十八条の如く、二国間条約の一当事國が当該多数国内条約の加盟國であるなしに拘らず「右多数国間条約を遵守する趣旨の表現は強過ぎないか。

「第三十一条（最恵国待遇、内國民待遇に対する一般規定）、本条二項の意味如何。

又日英条約は非營利的事業について規定する意図がない以上法人の遂行も營利法人に限つては如何。かくすることにより、わが国内法上の外国公益法人の能力問題という難問を回避し得る。戦後の条約ないし条約案も日米条約以後は公益法人を含まず、戦前条約はいずれも營利法人のみを互認の対象としているやにみえる。

RB'-0668

0111

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

日英通商航海条約上の問題点

三四二八 海運局

一、海運助成政策と海運活動の自由
税制、利子補給、航海奨励金、財政資金融資等戦後の日本海運に
対する日本政府の助成政策は、従来英側より屢々海運活動の公平な
自由競争を損うものとして非難されたが、政府の助成と海運活動の
自由は別個の問題として考えられるべきであつて自国海運に対する
政府の優遇措置はそれが国際間の公平な自由競争を直接に阻害する
ものでない限り（例えば積取制限）、不公正な優遇とは云えないも
のであり、（他の海運諸国も種々の助成政策を講じている。）、殊に
第二次大戦によりその船舶の殆どを喪失しかつ巨額の戦時補償をす
べて打切られて全く無の状態から出発した日本海運と、喪失船舶も
少く戦時補償も十分に与えられた英国海運とを同一の立場で論ずべ

きではない（別添資料）。

英案第二十三条第二項第一文をみると、*agreement* 又は *measure* の意味
が不明確で範圍も限定されておらず、かつ後日、英側の提出した説
明ノートによれば *measure* の例として輸出入ライセンスの発給、為替
規則の運用、差別的領事手数料の課徴及び、或る種の貨物を自国船
に留保することを挙げて利子補給等は一応含まれていないかの如く
であるが、同ノート末尾において本ノートに挙げた例は必ずしもそ
れが差別的措置の全部でないこと及びその他多くの他の例があり得
ることを述べていることからみて、日本政府の今後の海運助成政策
に対して英側より干渉をうけるような事態の発生することは当然予
想されるので本文は削除するよう要求することとする。

二、沿岸貿易及び通し運送について

英側は、海運国間条約の海運条項のスタンダード・フォーラムと
して相互主義に基き沿岸貿易及び内水航行に従事する権利を認め

るよう要求しているが、英国は沿岸貿易を既に開放している関係上英案に従えば日本側も当然開放せざるを得なくなる。これは我が国の伝統的海運政策に反するのみならず、世界の大多数の国が留保している点からみても、英案が今後の条約のモデルケースたり得るとは考えられず、更に両国が仮りに相互に沿岸貿易を開放した場合、英国内航部門は既に英国の四大グループにより独占されていて日本船の進出する余地はなく、又基地も求められないのに対し、日本の内航部門は脆弱であり、もし香港、星港等を基地として英船が進出すれば日本内航部門は忽ち危機に陥ること必然である。更に英国に対し沿岸貿易を許与した場合、第三国より同様待遇を要求せられることは明らかであり、その影響は極めて大きいといわなければならない。

2 通し切符又は通し船荷証券による内国輸送は、前記の沿岸貿易と同様英側が強く要求しているものであるが、これを許与すること

とは、沿岸貿易の場合と同様我が国内航部門の攪乱を来すこととなり又第三国への影響も極めて大きいので英案は認め難い。また英側は日タイ通商航海条約及び戦前の日英通商航海条約の先例のあることを根拠としているが、戦前と戦后では日英海運の実勢差は著しく、戦前の例を引用することは適当でないと考えられ、戦后は日本海運の基本線として本件については外国船の従事を許さないという一貫して来ており、日タイ条約については今后改訂を要求することを考慮している。

運輸省(三三・二六五)

日英海運戦前戦后勢力比較

一、船腹量

日英両国の戦前戦後の船腹の増減をみると、第一表のとおり英国は戦前を一〇〇とすると戦後一一一と既に回復しているのに対し、日本は戦前を一〇〇とすると戦後八三で未だ戦前の保有量に回復していません。

両国船腹の世界総船腹量中に占める比率を比較すると世界総船腹の増大が著しいために、英国船は戦前の二七％から戦後一九％に低下しているが、日本船は保有船腹量が戦前に回復していないこともあつて七％から四％に低下しており、その減少の度合は英国船より遙かに大きく、日本海運の世界に占める比重は大きく低下しているのである。

第一表 船腹量推移 (千G/T)

	英 国		日 本		世 界	
	船・腹	%	船・腹	%	船・腹	%
一九三七	六九〇三	二七	二五六四	七	二九五二四	一〇〇
一九五五	一七四三六	二七	四四七五	七	六五二七一	一〇〇
一九三七	五六三二	一九	一七七〇	四	三二、四九二	一〇〇
一九三七	一九三五七	一九	三、七三五	四	一〇〇、五六九	一〇〇
一九三七	一一一		八三		一五四	

(注) ロイド統計一〇〇G/T以上の船舶。

二、定期船

両国の定期船隊の戦前戦後の状況を比較すると第二表のとおり、両国共戦前就航船腹に達していないが、英国が戦前の九二・九％と殆ど回復し、又世界定期船隊の三二・一％を占めて依然として英国海運の世界定期船経営に占める王座は堅持されているのに反し、日

本は戦前の六〇・七%と甚しく落ちたおくれ、世界定期船隊に占める割合も戦前の九・一%から四・九%と転落している。

第二表 定期船腹推移

(千G/T)

一九三七 年 船腹増減比	英 国		日 本		世 界	
	船腹	%	船腹	%	船腹	%
一九三五	八一九五	三八・三	一、九六〇	九・一	二、三九六	一〇〇
一九三五	七六一四	三二・一	一、一七〇	四・九	二、三〇四	一〇〇
一九三七 年 船腹増減比	九二・九		六〇・七		一一〇・八	

航路別に両国定期船隊の消長をみても、英国定期船隊の戦前戦后を通じての優位は動かず、日本定期船隊は劣位にたゞされている現状である。例えば第三表の欧州／極東定期航路就航船腹の推移をみると、同航路就航全船腹中各国の占める比率が戦前英国四〇・七%日本一二・八%であつたものが戦後は英国四八・六%と躍進し、日

本一〇・一%と減少している。

第三表 欧州／極東航路就航船腹推移

(千G/T)

一九三七 年 船腹増減比	英 国		日 本		本航路就航全船腹	
	船腹	%	船腹	%	船腹	%
一九三七	六五二	四〇・七	二〇五	一二・八	一、六〇〇	一〇〇
一九三五	四四九	四八・六	九三	一〇・一	九二二	一〇〇
一九三七 年 船腹増減比	六八・九		四五・二		五九・一	

更にブール制（共同計算制）のシェア（配分率）の問題についても、大戦を契機に日本船の地位は著しく低下させられている。例えば豪州定期復航羊毛において戦前のシェアは日本七五%、英国二五%であつたが、戦後日本二〇%、英国八〇%と英国船が大きく進出し、現在日本四八%、英国五二%と若干回復したものの戦前の状態に比すればなお格段の差がある。

同様の事情は他の航路においても又積荷のシェア、配船のシェア等についてもみられる所であり、日本船主は英国船主の強力な圧迫に抗しかねている状況にある。

三、海運企業

船腹量及び定期船経営における日本海運の衰退は上記一、二のとおりであるが、日英両国海運の間には、戦后日本海運企業の経営基盤の弱体化という国際競争上大きなハンディキャップを生じたことも看過されてはならないのである。第二次大戦による船腹の喪失及び戦時補償の打切りは日本海運企業に致命的な打撃を与えた。過去の蓄積資本の一切を失った日本海運はその再建に当り膨大な建造資金をすべて外部に依存しなければならなかつたため、資本構成は極度に悪化し、今なお金利償還負担の重圧にあえいでいるのである。之に反し、英国海運は、戦争による被害も少く戦時補償も受け、戦後二回の海運ブームの好影響を十二分にうけることができて自己資

本の蓄積も進み、日英海運企業の競争力の差は甚だしいものがある。と云わざるを得ない。即ち第四表にみると戦後の日英海運企業の資本構成の比率は英国自己資本七五・七% 他人資本二四・三%、日本自己資本二七・六% 他人資本七二・四%と完全に逆であり、その結果第五表のとおり資本費において一総屯一月当り英国一・一二弗、日本二・七一弗と日本船が英国船に比し大きく不利となっているのである。

第四表 日英定期船会社資本構成推移 (%)

	英 国		日 本 (N.Y.K. O.S.K.)	
	自己資本	他人資本	自己資本	他人資本
戦 前	六四・一	三五・九	七九・四	二〇・六
戦 后	七五・七	二四・三	二七・六	七二・四

(注) 戦前英国一九三六 日本一九三五 戦后一九五七

第五表 日英定期船会社資本費比較 (一稼働月一G/T当り弗)

英 (P&O) 国	日 (N.Y.K. & O.S.K.) 本	
0・0六	1・30	金 利
1・0六	1・四一	償 却
1・一二	二・七一	計

RB'-0668

0118

開港制度及び沿岸輸送について

一、関税法の立場より

1. 徴税上の理由

輸入貨物を積載する船舶の通常出入する場所を限定し貨物を確実に税関の規制下に置く必要がある。

2. 為替及び貿易管理上の理由

輸出入の規制を確実に実施するには貨物の輸出又は輸入を行う場所を或る程度制限する必要がある。

3. 密輸取締上の理由

密輸取締を確実に行うには、通常輸出又は輸入を行う場所を限定する必要がある。(関連、出入国管理庁、海上保安庁)

4. 予算上の理由

全港に税関官署等を置くことは予算が許さず、また殆ど外国貿易船の出入が予想されない港に税関官署等を置くことは無意味である。

る。

よ外国貿易のためには現開港で十分である。

4. 検査又は事故のための寄港には許可を要せず、またこれら以外の理由による不開港への出入も関税法の実施の確保上支障のない限り許可されることとなつてゐる。

二、船舶法の立場より

1. 内航海運保護上の理由

外国船の沿岸輸送就航及び不開港への寄港は国内船の内航活動を圧迫するものであり、外国船舶による日本各港相互間の運送及び不開港への寄港は国内船の活動への介入として避けられなければならない。

2. 関税法その他貨物の輸出入に関する諸規制の実施のためには外国船による不開港への寄港は制限する必要がある。

3. 海難及び捕獲を避けるための不開港への寄港は特許を要しない。

不開港場寄(入)港特許申請書

昭和 年 月 日

運輸大臣

殿

住 所

会社名

代表者名

剛

船舶法第三条の規定により、本船の 港寄(入)港に
つき、特許していただきたく、下記の通り申請致します。

船 名		国 籍	
船 主		国 籍	
運 航 者		国 籍	
噸 数			
積 荷			
産 地			
揚 地			
入 港 理 由			
出 貨 主			
受 貨 主			
入 港 予 定 日			
出 港 予 定 日			
仕 出 港			
仕 向 港			

船舶法第三条による不開港場寄港の特許について
船舶法施行細則によつて申請手続が定められている。申請書は当該
不開港場を管轄する地方海運局長を経て提出する。寄港船舶がわが国
と平和条約又は、通商航海条約その他海運に関する協定を締結してい
る国のものである場合には、特許するものとし、その事務は地方海運
局長に委任される。しかし、海運政策上、その他の理由から、わが国
の利益を阻害するおそれがあるものとして、本省から随時通達する事
項に該当する場合には、本省に通達することとし、本省において処分
する。

条 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
3.		公共機関、公 企業の除外	
※ 4.		各種除外規定	
(a)		(国際民間航空協 定)	
(b)		(著 作 権)	
(c)		(海 底 電 線)	
(d)		(鉱 業 権)	
※ (e)		(金 銀 取 引)	大蔵・通産
※ (e')		(才三国支配会社)	法務(民)・大蔵 通産
※ 5		内国漁業の除外	

(8)

条 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
※ 5'		制限業種の除外	通産・大蔵
6.		テレビジョン・プロ グラム提供の除外	
(7)	(削 除)		
※ (7')		IMF. ガットとの 関係	大蔵・通産
33		紛争の解決	
※ 34		植民地の加入	通産・大蔵
35		効力規定	

(9)

RB'-0668

0121

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

系 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
※ 22		工業所有権	通 産
※ 23	政府の財政的援助に関する合意 議事録	航海、海運 の自由	運 輸
24	※通し <u>12</u> に関する 議定書	沿岸貿易	
25		海 難	
※ 26		商業旅行者	
※ 27	※英圏における 取扱に関する 議定書	通過貿易	通 産
(28)	(削	除)	

(6)

系 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
※ 29		原産地虚偽表示	法務(民.刑) <u>通産</u>
(30)	(削	除)	
30'		商事仲裁	通 産
31		M.F.N. N.T. の 包括規定	
32			
<u>1</u>		日本側の特惠事項	
※ 1		英連邦特惠	大蔵、通産
※ 2		安全保障等のため の除外 (5)	
※ 2'		外資導入規定 (15')	大蔵、通産

(7)

RB'-0668

0122

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

条 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
	課税証明書の提示に関する合意議事録		
11.		住所、事務所の尊重	
12	除外に関する議定書	財産の取得及び処分	
13.		代理	
※ 14		新会社の設立、相手国会社への参加	
15.		財産収用	法 務 (民)
※ 15'		為替管理	大蔵、通産

(4)

条 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
16		関税事項のMFN・NT(国民及び会社)	大蔵、通産
※ 17	※ 魚の原産地に関する議定書	関税事項のMFN・NT(物品)	
※ 18		相殺関税、ダンピング関税等	大蔵、通産
※ 19		輸出入の数量制限	通産、大蔵
※ 20.		IMF規定に基づく数量制限	大蔵、通産
21		輸入貨物の1/4以内における取扱	

(5)

RB'-0668

0123

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(※印は懸案事項)

条 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
前 文 ノ	沖縄に関する議 定書	適用地域	
※ 2	※英米合衆国に 関する議定書、 沖縄住民及び 船舶の定義に 関する合意書 録	定 義	法 務 (民)
※ 3	米理士に 関する議定書、 比 アイルランド に関する議定 書	出入国、居住、 旅行	法 務 (入)
(4)	(削	除)	

(2)

条 文	付 属 文 書	規 定 事 項	関 係 省
※ 5		強制兵役	
6		信仰の自由	
※ 7	※非常利法人に 関する議定書	会社活動	法 務 (民)
※ 8	※供託金及び代理 店に関する議定 書、 ※ロイツに 関する議定書	保険業務	大 蔵
※ 9		身体財産の保護	法 務 (民刑)
※ 10	※非常利法人の 除 外に関する議定 書	内国課税	大 蔵

(3)

RB'-0668

0124

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

極秘

日英通商航海条約問題点

昭 37. 1. 12
外 務 省
経 済 局
スターリング地域課

日英通商航海条約については、1956年以降交渉を続け
ており、特に中心的課題の一つである貿易条項については、
一昨年春以来、この問題に専心して集中的討議を重ねて来た
ところ、この程ようやく解決の見とおしが濃くなつて来たの
で、条約全般の妥結促進を図るため、貿易条項以外の一般条
項についても、貿易条項と平行して至急交渉を開始する方針
に決定した。

現在未解決の問題点は次表のとおりであるが、これらの諸点
については、各関係省と鋭意打合せ会議を急ぎ、協議備い
次第、経済局佐藤通商航海条約参事官を中心とし、本省主管
課及び関係各省より逐次代表団を現地に派遣し、交渉を進め
る所存である。

本条約一般条項の関係する範囲は広汎であるので、本省各
課におかれても、本条約各事項についての御気付の英等あら
は十分御連絡頂けるよう御協力方御願ひする。

(1)

RB'-0668

0125

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

白鹿洲先生集

力致強う
あつた

31
 4
 07
 73
 3
 17

一番みろく、是を留まらう。たは、この 種、業、土、表、外、ハ、子、務、う、に、く、の、主、長、明、と、一、通、当、の、の、

し増くくりの表紙
とて適当である

ハラスクリップに蒸気の着の地盤になり、また、
「」に笑う。また、いよめる。
雪さん、夢遊の舞臺を、ついで、外資の力テオリと、
英文も、もう、おどろき、金、たいて、さう、後、いよめる。
すなわち、英文と、any kind of activities とも、する、こと。

第七卷

readable treatment は「相當な待遇」と歌すよりいふに
かゝるは、相當は要するもの、相當を利得るといふがこゝには
さういふ意味があるから、「適當なることを考慮」といふ訳である。とりこゝろは
相當の法令、相當のは、もちろん、適當である。合理的なところもあ
る。相當などという表現を歴史的に用いる。海軍の経費（學務法
二条一項、三条一項、酒の酔う公衆の）
法二条一項、

外務省

「相當金額」
國家公務員法 五七条一項、土地區區整理法 七十五条二項
「相當報酬」
民法 二十九条二項、
「相當」
刑法 五二九条之三
等、
民法 五七条一項、土地區區整理法 七十五条二項

第 十 二 三 四 五

利益 と訳してゐるが、この二を合して「利益」とするといふのは、
 内容が異なるから、利益を指してゐることは事實であるが、その以上
 の利益に包含するものがあるから、保護されるもの（そのうちが著者及び外資の財産権に包含される）とも金銭的
 なるもの（一続きを構成するもの）とも、その故にこそ英譯の
 利益 といふと、利益といふ語を用ゐるより、利益といふ方が、
 かなり利益に似る。意味が異なる、利益を金銭に限定する
 利益といふのは、度々主眼する。

外務省

第十四卷

effective を「有効な」と訳してゐるが、
表現を要する。実効ある。と云ふ表現は
法合用語をなく
おしうと云ふ相當する存在の表現は、
効果的をいふ。有効な
といふ譯は、よくな譯でない。用ひうたへは、
という意の用ひうたへは、
は先例もあり、変更する必要はない。

第十七条

in their power をとる所爲のつと親しいよか、其知はニこひ
 彼等がさうもけなうべき物と我々を思ふなり、
 範圍という意の訳をあるいゝかう承服するに
 地方は全てその所爲と解し、さうせん親しくあり、
 絶對に

實に之を千石の舟に載せり。而も右の舟は、
外海に渡る。

周子新句是提真了。

第二十三卷之

ownership と「所有者」と訳してゐるが、タニンは「所有者」として、事を放棄するが、これはそれ以外に所有の懸念、譲渡をも含める意味であるから、單に「所有」となり。

第二十九條 1. 2.

Chair the breakfast と「朝食を請ふ」と訳してゐるが、*chair* は「乞ふ」の意でなく、「食す」の意である。故に「乞ふ」は誤譯である。

外務省

第二卷 4 (上) (下)

public emergency threatening the life of the nation 国家の
 存亡が脅かされる国家の非常事態に（緊急の場合）と決
 してこのみちかニんは英例といは内容のた国家一般の生活に
 余りも拘り（拘束）をせずとすことを規定してあるか、これは通俗的を
 む如く原案も余り正確は間違わたりし、国家は国民の統合体
 であるから、ニがまじい差支なくなり。

[illegible]

外務省

各館館長

英 英

2.

法新の二讀会に於て法新の例修正提案 (とうに
 別添の録事書にて訂正も却分(七五五)は全て法新の各の英文
 クリタクエーン基づく修訂の案が、法新の例修正案として提出
 案のとおり、

カ十一条
 The laws are silent there と言種文と記するは正誤
 誤るゝ。若し英文を none silent と言せるは
 正しくなく種文と一なる。

カ十四条 花燈の一種のものを指し
 Amulet, Protection は 指し 符 呪と云ふが、
 (附記あり)

外務省

「富貴を望むは人の性、是れは自然の理、其の如く
 貴族を望むは人の性、是れは自然の理、其の如く」
 此の語は、

Proceeding は五ヶ所に於て、二ヶ所は「手続」
 といふこと、其のほかに「不明」の語あり、
 此の二ヶ所 (カ十四條、カ十五條) には「手続」
 といふこと、其のほかに「不明」の語あり、
 此の二ヶ所 (カ十四條、カ十五條) には「手続」
 といふこと、其のほかに「不明」の語あり、

その後、法新の例修正案より
 administrative and municipal functions といふ語は、
 行政上の機能を指す、此の語は、
 行政上の機能を指す、此の語は、
 行政上の機能を指す、此の語は、

外務省

RB'-0668

0131

「新貨・新貨」といふ良い。

3. 第17条

which shall not equally extend to the same in the case of the same goods. (The same shall not equally extend to the same in the case of the same goods.)

4. 第18条

different internal transportation charges to be levied on the same goods. (The same shall not equally extend to the same in the case of the same goods.)

外務省

。 2017

5. 第20条

which shall not equally extend to the same in the case of the same goods. (The same shall not equally extend to the same in the case of the same goods.)

6. 第21条

and shall not equally extend to the same in the case of the same goods. (The same shall not equally extend to the same in the case of the same goods.)

外務省

RB'-0668

0132

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1. 221111 legal persons
 とは、日本法上111111
 juridical persons
 (法人) 21111111 権利
 能力者(法人格者)の
 意味であつて、これは
 自然人と法人とから成
 つてゐる。従つて、all
 legal persons except
 physical persons
 は「自然人を除く法人」
 である。111111、日本法上
 では、「自然人を除く」
 或は「自然人以外」
 「法人」の権利能力者
 とするが、意訳して單に
 「法人をいふ」としてあ
 る。後者の場合、國民の
 定義の「自然人のみをいふ」
 の「のみ」は redaction の際
 削除された所がある。

- (c) 他の国に關しては、その国において施行されてゐる法令に
 よりその地位を与えられたすべての会社をいう。
- (b) 締約国に關しては、この条約が適用されるその締約国のい
 ずれかの領域において施行されてゐる法令によりその地位を
 与えられたすべての会社をいう。
- (a) 自然人を除いたすべての ^{権利能力者} ~~法人~~ をいう。

法人
 格者
 (法人格者)

differential ... (同一地奥に達する二つの経路の)
 運賃差(その低運賃の方を differential
 rate という)。

研究社 東洋館

ハラスクリフ市無耶の者の地位に於ても各社を以てハラスクリフ市に
「ハラスクリフ市」に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に

ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に

外務省

ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に

ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に

ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に
ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に

ハラスクリフ市に於ても各社を以てハラスクリフ市に

中十七条 (c)
...
中十八条
...
中二十条
...

中十四条
...
中十七条
...

葉ごあとのび。△後様重考慮^{2/}を
要するものと思われる。

条約の期間(25条)につ
てはわが方は5年(自動延
長条項あり)を主張し、英側
は5年以上の期間を希望し
てゐる。

第二十九号 (乙) (1)
 public emergency threatening the life of the nation 国家の
 存亡を脅かすもの(国家の非常事態) (要する所の) 決
 断の爲めかニエは英例より内容の如く国家一般の生活に
 今にも滅しをうかす。とす。ことを政策として。か。これは通俗的を
 知る所である。余り正確な違ひありし。国家は国家の政令は
 如何なり。このまづ主として(但し)然るは英の国所するが(但し)然るは
 如何なり。先方の部分を移す。余り正確な違ひありし。国家は国家の政令は
 identical security interests とす。重大なる安全上の利益として。か。ニ
 エは重大なる(但し)然るは英の国所するが(但し)然るは如何なり。先
 方の部分を移す。余り正確な違ひありし。国家は国家の政令は如何なり。
 重大なる(但し)然るは英の国所するが(但し)然るは如何なり。先方の部
 分を移す。余り正確な違ひありし。国家は国家の政令は如何なり。重大な
 る(但し)然るは英の国所するが(但し)然るは如何なり。先方の部分を移
 す。余り正確な違ひありし。国家は国家の政令は如何なり。重大なる(但
 し)然るは英の国所するが(但し)然るは如何なり。先方の部分を移す。余
 り正確な違ひありし。国家は国家の政令は如何なり。重大なる(但し)然
 るは英の国所するが(但し)然るは如何なり。先方の部分を移す。余り正
 確な違ひありし。国家は国家の政令は如何なり。重大なる(但し)然るは
 英の国所するが(但し)然るは如何なり。先方の部分を移す。余り正確な
 違ひありし。国家は国家の政令は如何なり。重大なる(但し)然るは英の
 国所するが(但し)然るは如何なり。先方の部分を移す。余り正確な違ひ
 ありし。国家は国家の政令は如何なり。重大なる(但し)然るは英の国所
 するが(但し)然るは如何なり。先方の部分を移す。余り正確な違ひあり
 し。国家は国家の政令は如何なり。重大なる(但し)然るは英の国所する
 が(但し)然るは如何なり。先方の部分を移す。余り正確な違ひありし。

19

合の相次いで独立した現状
において、わが方とに通用地
域の拡大には慎重考慮を要
する（特に香港への延長通
用）、無条件通用の場合に
も事前協議を要するとの趣
旨の反対提案を行なう方針
である。

その他。

上記2.の他に懸案として残す

ものは、以下の事項には、公衆の定義

GA-6

外務省

20

(2条)、多数互商条約との関
係（第18、22、26、27、28の2、
29各条等）、内国課税（10条）、
裁判における通関の問題（9条）、
賦税収用（15条）、相殺関
税、ダンピング関税等（18条）、
関税同盟及び自由貿易地
域の例外（数案、別新提
案）等がある。（特に関税同
盟及び自由貿易地域の例
外については極めて重要な提

GA-6

外務省

RB'-0668

0140

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

つゝは / M F の規定が優先的

に適用せしむる旨の規定が設け

られし。

次に、外資導入に關しは

わが方はわが國に外資法の立

法に從ひ、實際收入の改善及

び國民生活の發達の爲め

外資の導入はこれを阻害

しないものとすとの趣旨の規定

を設けしに主眼を置か

英側は此の規定は外資

導入につき国籍別差別を積

極的に留保したものと解せ

らる。

(1) 植民地への条約の適用。

現行条約条は英領植

民地に無条件で本条約に延

長適用する場合に、英政府

府の一方的な通告で足りると

せしむる (条件付適用の場合

には日英双方で事前に協

議する) が、英植民地の大部

の保証の他に、日英両国船舶
の自由競争を妨げない協定
を締結する旨の規定
(例えば特定する国とわが国
との間の積取比率協定など
を排除する意)を設けること
を主張している。わが方は、自
由条約を締結するとの将来の協
定まで拘束することは適当でなく
又、^{協定}積取の必要が自衛
上どうしても出くする場合も想定

され得ることに反対している。

(ホ) 代替管理及び外資導入。

英側は代替管理は居住別
に行うものであるから、国籍別差
別を排除する趣旨の規定を条
約に^設ける必要なしとの立場を
維持した。わが方は主張を落
れ、結局条約に代替管理に
関する最低の待遇の規定を
~~1M 優先規定~~を設けることに
同意した。(別途代替管理に

(1) 保険事業。

英側は英米保険事業の重要性に鑑み、原則的內面、最惠待遇の保証のみな
らず、英米保険会社との保
険契約の自由に関する絶対
的保証が英米最大の保
険業者たるロイズ保険協会
の日本における営業の保証等
を要求している。わが方としては
絶対保証契約の自由に関する

GA-6

外務省

規定と曰、米条約にも規定し

をあらす。又ロイズについては
特殊な性格の組織を条約上特
別に会社（ロイズのメンバーは個
人であり、条約上の会社には該当し
ない）として取扱うことは不可
の關係から、好ましくなく、
反対にある。

(2) 海運。

英側は海運事項全般に関
する原則的內面、最惠待遇

GA-6

外務省

11
この趣旨を英例に提摩し、目
下との具体的な表現、例外
措置の期間、輸入制限品
目の範囲等につき交渉中であ
る。(セーフガード及びセーフティン
グリストの詳細については別紙参
照ありなり。)

(四) 玉氏及び会社の活動に関
する制限(制限業種)。

英例は相手玉の玉氏及び
会社の事業活動に対し、出

GA-6

外務省

12
来り限り広汎に内面化待遇
を与え、~~このこと~~を主張し、これ
に因する制限は極く限られた
例外的事項に限定せしめを
主張しているが、わが方は日
米条約の條體制に倣い「公益
事業、造船、航空運送、海
運、銀行業務及び天然資源
開発企業」にのみ包括的
に制限し得る権利を留保
したいとしている。

GA-6

外務省

RB'-0668

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

せざるを得ないとの立場を維持
 していた。しかし英側は第4次
 交渉以来、(i)日本商品が英
 国市場を攪乱する問題が生ず
 る様な場合には、必要な権利
 を留保するところ、所謂セーフ
 ガードを設けること、及び(ii)若干
 の例外品目については過激的
 に対日輸入制限を継続する
 こと(所謂センシティブ・リストの設
 置)のいずれが実現されれば、輸

GA-6

外務省

入るべきの最惠国待遇供与
 のみならず、ガット第35条援用
 撤回~~を認~~に踏み切るとの線
 まど寄るまで来ている。わが国
 としは英国の対日ガット35
 条援用撤回の意義の重大性
 並びに日英間の貿易に関する
 最惠国待遇の規定の重要
 性に鑑み、この様な例外措
 置に関する英側の要望を原則
 的に受け入れることとし、昨年7月

GA-6

外務省

次の各条については合意済みである。

通用領土(1条)、強制兵役
免除(5条)、信教の自由(6条)、
住居の不可侵(11条)、営業の
代理(13条)、関税及び輸
出入手続の一般原則(16条)、
最恵国待遇の定義(31条)、
協議(32条の2)、紛争処
理(33条)、効力規定(35条)。

なおこの他に部分的合意済み

GA-6

外務省

のもの及び略し合意済みのもの約
10カ条がある。

現在残されている主要問題
は次のとおりである。

(1) 貿易に関する最恵国待遇。

英王は従来から対日輸入に
関し差別的輸入制限を行

っており、通商条約交渉において

も当初は輸入についての最恵

国待遇の供与を拒否し、且

フガット中35条の援用も継続

GA-6

外務省

RB'-0668

0147

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

5

於ロンドン。条約全般(日英
両案の対比による問題点
解明)。

第2次交渉: 昭32年12月~33年8月。

於ロンドン。条約全般(第1
次交渉の継続)。

第3次交渉: 昭34年3月~同6月。

於ロンドン。貿易条項以外の
一般条項(主要争点の
解決策検討)。

第4次交渉: 昭35年5月~同7月。

GA-6

外務省

6

於東京。貿易条項(輸
入の関税の最惠国待遇。

英米のガット35条援引

撤回の手段等を検討)。

第5次交渉: 昭36年11月~現在継続中。

於ロンドン。条約全般貿易条項。

後般一般条項(従来
の交渉の取組め)。

2. 主要問題点

上記累次の交渉により、条文に

条約本文35カ条の中、条文及び

GA-6

外務省

RB'-0668

0148

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

題は全く規定されてゐない。

(四) しかるに、昭和30年9月わが

国がガットに加入するに際

して、英国はガット第35条を

援用してわが国とガット関

係に入ることを拒否する一方

同年10月日英双方の準備

整った通商航海条約

締結のための交渉を開始す

る用意がある旨、条約草案を

付して申し入れた。

GA-6

外務省

(一) わが方は右英側草案を檢

討の上、わが方対案を作成

し、昭和31年6月以降本

格的に条約交渉を開始

し、この後本交渉はロンドン

及び東京において断続的

に繼續され、現在に及んで

いる。この期間の主な交渉

の時期、内容及び場所は

次のとおりである。

第1次交渉：昭和31年6月～同12月

GA-6

外務省

日英通商航海条約

現状と問題点

昭37.3.29
至不課

1. 経緯

(1) 戦後の日英両国の通商関係
は、相互の最恵国待遇供与に
定めた平和条約第12条により規
制されていたが、昭和31年4月に本
規定の適用期間が満了して以来

GA-6

外務省

2
両国間には正式な条約関

係は存在せず、従って早期に

通商航海条約を締結し、両

国の通商関係を安定した基

礎におくことが要請されてい

る。(日英両国間の貿易につ

いては、別途年々改訂される

日英貿易取極により、品目

毎に具体的に輸入の方式

を定められているが、この貿易取

極においては、原則的待遇内

GA-6

外務省

RB'-0668

0150

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

問題矣

一、半仲差制條約とは、日米通商航海條約におそむ、わが方
の主張により、例外的に認められねばいじ、日米例といふは、
この差制條約を今正うに廃止するに、これは、美條約を困難が
あり、我方の困難といふは、「半仲差制條約は平和條約
業、十二條違ふでない、このうーんを固持するは要がある。
ニしかし、十二條違ふでない、その、我方の根據は必ずしも
強固でない。半開答では第一に、「日米の締結する通商條
約に通常規之をとりうる例外に甚くものである、これを根據
として、わが方、條約局も同様を思解であるが、右のよう
通商條約といふは、日米間條約のみしか先例がなく、日米これ

外
務
省

引用として通常規定されているところには弱、英がある。

英ニの狼藉エリといふ「國際収支」の保護」については、
 現行制法が、外貨送金の保証を求めないゆゑまで
 外人の旧株旧債にさする取扱を制限せよといふことは、第一しも
 國際収支の保護を目的とせず、むしろとはいふより、失が
 える。

三、したがって、級方の調査としては、第十二條違反の問題には觸れず、單に、事件発創経過を實施せざるを謀るに、日本側の著作の現由を説明し、著例の「承を求めたること」も又、(は作業支障の排除)と(経済的透明性)と著例に従ふべし
之から導出するが、この場合、△こうしても第十二條違反を默認した形となり、著例にあくまび十二條違反を抑へて事件発創

外
務
省

RB'-0668

0152

外務省

締結の概略を求めた事、場合、双方は締結に即
こととする。
四、このため、本國が、前記二のよう、若干の取決
ある、締結する、足跡を要求し、日本締結の足跡
があることを第一の理由とし、附随的に、國際収支の
直接的又は間接的保護の理由をあげて、予知條約
予知條約とて、これを要求するにしようとした。

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan